

令和 6 年度

豊田市博物館年報



TOYOTA CITY MUSEUM
丰田市博物館

令和 6 年度 豊田市博物館年報

目 次

1 設置目的・使命・活動理念・事業活動	2
2 施設	3
3 令和 6 年度の総括	6
4 利用実績	8
5 開館事業	10
6 みんなでつくる博物館事業	16
7 調査研究	20
8 保存収集	21
9 展示・展覧会	24
10 教育普及	47
11 広報	50
12 評価	51

1 設置目的・使命・活動理念・事業活動

豊田市博物館の設置目的・使命・活動理念・事業活動の定義については、基本構想・基本計画策定、施設条例制定に向けた諸議論の中で、多数の意見をいただきながら分かりやすく適切な言葉へと整理してきた。

基本構想から一貫して重視してきたのは、「みんなでつくりつづける」ことこそが、博物館活動に持続性をもたらし、博物館活動の成果をまちづくりやひとづくりへ還元できるという考え方である。この考えは、基本構想から時を経た現在においても、目指すべき博物館の姿と考えており、今後も、より適切な言葉へと整理していきたいと考えている。

(1) 設置目的

「多様な自然環境と、その中で生きる人々が生み出してきた歴史、文化及びものづくり産業の歩みを物語る資料と記憶を、市民、地域及び企業とともに未来へつなげ、市への愛着の醸成及び地域の活性化に寄与する」

(「豊田市博物館条例」第2条)

(2) 使命

使命1 「とよた」を知り、守り、未来へ伝える

使命2 「とよた」に触れ、自由な学びを育む

使命3 多様な人々や文化に出会い、「とよた」の魅力や新たな価値を発見する

(『(仮称) 豊田市博物館基本計画』)

(3) 活動理念

みんなでつくりつづける博物館

(『豊田市新博物館基本構想』)

(4) 事業活動

「収集・保存」「調査・研究」「展示・公開」「出会い・交流」「学習・創造」

「ネットワーク」

(『(仮称) 豊田市博物館基本計画』)

本書における事業実績報告との対応関係は下記の通りである。

第5章 開館事業	【出会い・交流】
第6章 とよはくパートナー（団体）	【出会い・交流】
とよはくパートナー（個人）	【学習・創造】
第7章 調査研究	【調査・研究】
第8章 保存収集	【収集・保存】
第9章 展示・展覧会	【展示・公開】
第10章 教育普及	【学習・創造】
	【ネットワーク】

2 施設

(1) 特徴

豊田市博物館の建設地は、江戸時代に存在した挙母城（七州城）の跡地であり、明治期以降は、小学校や高等学校の敷地として利用されてきた。建築家・谷口吉生氏が設計した豊田市美術館に隣接する。

本館の設計者は建築家・坂茂氏で、環境負荷の低減や災害への対応を意識した21世紀のミュージアムを目指し設計された。太陽光による発・蓄電等により環境省の「ZEB Ready」資格を取得しており、災害時においては、市役所本庁舎より災害対策本部を機能移転できるよう整備している。庭園は、美術館と同じ米国ランドスケープ・デザイナーのピーター・ウォーカー氏によるもの。もともと遮断されていた二つの敷地がつながり、景観的な統一感とともに、来訪者が両館を相互に往来可能な空間となっている。

①常設展示室

「とよたの自然と人々の営み」をテーマに、豊田市の自然環境とその中で育まれた歴史、文化、産業の営みと記憶を「とよた」の魅力として紹介している。

②展示室1・展示室2

本市の歴史や文化、産業、自然などをテーマにした展覧会の開催とともに、大規模な巡回展も開催可能。大型資料も展示可能な天井高を有し、空間演出等のための可動壁を備えている。

③えんにち空間

市民や企業による展示などが、縁日のように立ち並ぶオープンスペース。大型展示物の展示も可能な天井高をもつ木架構の大空間は「みんなでつくりつづける」博物館を象徴する。

④セミナールーム

博物館学習での利用や講演会・講座など、市民や来館者が多目的に利用できるスペース。

⑤体験室

博物館学習での利用や講座など、実験や工作などの体験を中心に据えた学びの場としてのスペース。

⑥とよはくアクアリウム

豊田市に生息する水棲生物などの展示を行う水槽が設置されているスペース。とよはくパートナーとともに、生物を採集し飼育している。

⑦みんなの研究室

博物館の資料閲覧に使用できるスペースと資料の収蔵スペースで構成されている。資料の一部は、持ち出して手に触れながら閲覧することができる。

⑧図書コーナー

豊田市の歴史や自然に関する書籍を配架するスペース。市民や来館者が自由に閲覧することができる。

⑨ミュージアムカフェ・ショップ

坂茂氏の特徴である紙管を使った内装のカフェ。ショップでは豊田市の魅力を伝えるオリジナルグッズを販売している。

⑩キッズスペース

0～3歳までの子どもと保護者専用のスペース。幼い頃から博物館に慣れ親しめるように、常設展示と関連したテーマを題材にした木製アイテムによって楽しく遊べる場としている。スペースを取り囲む木のルーバーは、博物館から見ることができる三河山地の稜線をイメージしている。

⑪収蔵庫

豊田市が所蔵する貴重資料を将来に渡って安全・安定に保管・継承するため、資料の特性に合わせてジャンル分けし収蔵している。

⑫むかしの家【旧平岩家住宅（市指定文化財）】

江戸時代中期から後期頃の農家の主屋。昔の住居の構造や特徴を見ることができる。

⑬土蔵

明治末期に建てられた挙母の商家の蔵。

⑭櫻尾1号墳

野見山村（高橋地区）にあった古墳時代終末期の8世紀初めに築かれた円墳。墳丘内の横穴式石室内に入ることができ、石室の石積みを見ることができる。直径約10m。

⑮観察池

とよはくパートナーとともに、水辺の生き物が観察できる環境を整備している。豊田市内に見られる農業用のため池や水路をモデルにしている。

⑯どんぐりの森

豊田市内の小学生が種から育てた豊田市内産のどんぐりの苗木を植樹して、雑木林をつくっている。

⑰ウッドデッキ、イベント広場

マルシェなどの屋外イベントの開催や休憩もできるスペース。ウッドデッキには、豊田市産の木材が使用されている。

（2）地域資料館の閉館と展示機能の一部移転

令和5年9月、全市の歴史継承施設となる博物館の開館（令和6年4月）に合わせ、地域の歴史継承施設である4施設について、開館・運営形態を見直し、文化財施設条例からの削除を行う方針が議決された。

これを受け、足助資料館・旭郷土資料館について令和6年3月末をもって閉館、藤岡民俗資料館・稻武郷土資料館について令和7年3月末をもって閉館とし、それらの展示機能の一部を、地区内の公共施設へと移転した。それぞれの移転先と現在紹介している展示内容は以下のとおりである。

- ・足助中馬館 「足助の中世」

・旭農林会館 「旧浅野中学校の記憶」「坪崎の火きり神事」

・藤岡交流館 「藤岡地区の遺跡」

・稻武交流館 「小田木の人形淨瑠璃」

これら4館の収蔵資料については、今後、博物館や他の収蔵施設への輸送および整理作業を進める。

3 令和6年度の総括

豊田市博物館は、地域のあゆみをうけつぎ、その魅力をさぐり、豊田市の人と未来をつくる博物館となることをめざして令和6年4月26日に開館した。

「みんなでつくりつづける」を運営コンセプトに掲げ、準備段階からそれを具体化する活動に積極的に取り組んできた。開館後にその活動の中心的な役割を担っているのが「とよたくパートナー」である。個人パートナーと団体パートナーとがあり、博物館の事業活動に幅広く参画している。令和7年3月末日で162人を数える個人パートナーは、博物館の楽しみ方ガイドグループ、博物館学習グループなど5グループに分かれて活動し、開館年度の末までの1年間で延べ2,477人の参加があった。また企業や団体、サークルなどが参加する団体パートナーは、開館時73団体だったものが同年度末には102団体に増加し、えんにち空間や常設展での展示活動や各種のイベント、ワークショップの開催などで延べ92回の活動が行われ、多くの来場者がそれらの活動に参加することができた。これらの実績は、「みんなでつくりつづける」ことが軌道に乗りはじめ、市民と連携して活動を展開することがこの博物館の特徴になってきていることを物語っているといえよう。今後は個人パートナーの自主的な活動の拡大、また団体パートナーとは一層の意思疎通を図り、博物館という場を活かした幅広く充実した活動ができるように取り組んでいきたい。

また開館準備段階から準備を進めてきた博学連携事業では、アクティブ・ラーニングツアーアとして実施した市内の小学校6年生と中学校2年生による博物館での学習に延べ125校、8,432名の参加があった。さらにこれに博物館スタッフによる学校での出前授業や資料の貸し出しなども加えると、市内の延べ335校、24,451人の児童生徒に博物館との結びつきのなかで学習の機会を提供することができた。これに加えて教員の各種研修会なども博物館で行われるようになり、学校現場との連携が当館の活動軸の一つとなってきたと考えている。

博物館事業の中心となる展示部門では、常設展と企画展を並行して開催するようにしている。常設展では「とよたの自然と人々の営み」をテーマとして掲げ、従来の年代順や分野別の展示から抜け出して、自然や民俗、歴史などの資料を総合的に展示し、来場者それぞれの関心と興味でそれを楽しみ、探究することを促すという手法に取り組んできた。この展示方法については斬新である、楽しめるといったポジティブな感想が多く寄せられている。常設展としての入場者も多く、概ね目論見通りの成果をあげつつあると認識している。一方でこれまでの博物館が多く採用してきた歴史の時間軸による展示、あるいは分野別の展示でないことへの戸惑いや、解説の少なさ、展示資料の一部が見えにくいといったネガティブな評価があることも事実である。それに応えるためにスロープに双眼鏡を配置すること、高さ7.8mの集合展示に関しては使いやすい展示マップの提供といった対応を重ねている。

企画展は建物竣工後の展示環境の整備をはかるため、開館半年後の10月から開館記念展として「旅するジョウモンさん」を開催し、全国各地から各地方を代表する縄文土器を中心とした考古資料を借用し、縄文時代中期に焦点をあて、誰もが親しみやすく興味を抱け

るよう配慮した当館ならではの展示構成を実現することができた。展示室内に「ジョウモン不動産」という豊田市域の縄文遺跡にも興味をいだけるよう工夫した参加型のコーナーを設けて好評を得ることができた。またこの展覧会にあわせて、「とよはくセミナー」として教育分野や考古学の専門家などの参加を得て複数回のシンポジウムを開催するなど、専門的なテーマによる関連事業も実施することができた。それに続いて国立科学博物館で開催された巡回展「和食展」を開催し、和食に関する自然科学から民俗、歴史にまで及ぶ幅広い展示は、来場者に日本食の特徴や魅力を十分に伝えることができたと考えている。この展覧会にあわせて常設展で豊田の食についての特集展示、料理研究家の土井善晴氏を迎えての講演会、とよはくパートナーなどによる関連事業などを充実させることができ、多くの市民の参加を得ることができた。この二つの展覧会では、当初見込んだだけの入場者数を確保することができなかつたため、展覧会の広報周知に一層の工夫をしていく必要がある。今後も博物館ならではの自主企画展と、国内外の幅広いテーマを扱った巡回展をバランスよく開催し、市民に多様なテーマの水準の高い企画展を観覧する機会を提供していきたいと考えている。

展覧会をはじめとする幅広い事業を展開したことで、目標以上の来館者を迎えることができ、みんなでつくりづづける博物館というコンセプトの具体化や博学連携事業などで開館年度としては大きな成果をあげることができた。一方で開館という多忙な業務環境であったこともあり、博物館の活動の基礎となる調査研究などにしっかりと取り組み、その成果を示すことは十分にはできなかつたと考えている。次年度以降はこの成果や課題を引き継ぎながら、補うべきことや改善すべきことに取り組みながら、市民と地域社会との良好な関係をつくりだし、豊田市にとって欠くことのできない博物館として多くの方に認められるよう、事業活動の充実に取り組んでいきたい。

4 利用実績

観覧者数	171,866人
施設利用者数	112,728人
施設総利用者数	284,594人

(1) 観覧者数

年	月	日数	企画展		常設展		合計	(人)
			観覧者数	1日平均	観覧者数	1日平均	観覧者数	
6	4	6	—	—	8,171	1,362	8,171	1,362
	5	26	—	—	18,529	713	18,529	713
	6	26	—	—	14,162	545	14,162	545
	7	27	—	—	11,213	415	11,213	415
	8	28	—	—	14,326	512	14,326	512
	9	27	—	—	10,477	388	10,477	388
	10	25	5,679	227	6,483	259	12,162	486
	11	27	9,672	358	9,338	346	19,010	704
	12	23	3,768	164	3,425	149	7,193	313
	合計	286	46,278	317	125,588	439	171,866	601

(2) セミナールーム利用状況

年	月	日数	人数	内訳				(人)
				貸出	イベント	学習	その他	
6	4	6	250	0	250	0	0	0
	5	26	1,564	0	115	1,438	11	
	6	26	1,888	15	340	1,430	103	
	7	27	1,632	587	467	578	0	
	8	28	993	759	184	0	50	
	9	27	2,086	185	626	1,275	0	
	10	25	1,023	107	30	886	0	
	11	27	1,982	142	274	1,566	0	
	12	23	1,309	130	209	874	96	
	合計	286	17,291	5,036	2,954	8,941	360	

(3) 体験室等利用状況

年	月	日数	体験室	むかしの家	みんなの研究室	カフェ	ショップ	その他施設	(人)
6	4	6	70	376	624	1,222	744	100	3,136
	5	26	1,508	1,120	1,963	1,781	679	3,998	11,049
	6	26	1,838	8,911	1,068	1,558	482	0	13,857
	7	27	812	2,128	866	1,352	443	0	5,601
	8	28	643	1,696	1,575	1,569	581	394	6,458
	9	27	1,727	1,692	1,182	1,312	457	1,500	7,870
	10	25	962	930	646	1,111	923	2,282	6,854
	11	27	1,412	1,065	713	1,425	1,523	5,485	11,623
	12	23	1,066	508	415	861	755	2,161	5,766
	合計	286							

7	1	20	438	557	438	1,095	480	7,393	10,401
	2	25	617	704	800	1,464	589	233	4,407
	3	26	728	1,836	779	1,562	669	2,841	8,415
	合計	286	11,821	21,523	11,069	16,312	8,325	26,387	95,437

※その他施設：又日亭、挙母城（七州城）隅櫓、庭園

(4) 観察対応実績

日付	曜日	観察団体名	(人)
4月23日	火	豊田市議会	37
5月9日	木	名古屋市科学館	1
5月10日	金	東大阪市議会	9
5月14日	火	豊田加茂建設事務所	5
5月17日	金	愛知環状鉄道	1
5月22日	水	亀岡市議会	9
		名古屋国道事務所	5
5月29日	水	名四国道事務所	5
6月1日	土	愛知学院大学	1
6月9日	日	名古屋市立大学	5
6月13日	木	一宮市役所	5
6月19日	水	中部地方整備局	5
6月30日	日	南山大学	3
7月3日	水	ニワリネット	3
7月11日	木	稻武観光協会	3
7月12日	金	中京大学	10
7月21日	日	愛知県立大学	10
7月31日	水	福岡市博物館	2
9月19日	木	奈良県民俗博物館	12
10月12日	土	南山大学博物館	10
10月18日	金	東郷町文化財保護審議会	10
10月22日	火	仙台市地底の森ミュージアム	1
		愛知県博物館協会	20
11月6日	水	安城市文化財保護審議会・博物館協議会	19
11月8日	金	遠野市博物館	3
11月12日	火	刈谷市文化財保護審議会	10
11月16日	土	幸田町	3
12月5日	木	大分市歴史博物館	1
12月6日	金	千葉市文化財課新博物館整備室	1
12月19日	木	岐阜県博物館協会・展示学会	16
1月19日	日	亀岡市	5
1月22日	水	金沢市議会	14
1月28日	火	幸田町文化財保護審議会・博物館検討委員会	10
1月29日	水	佐賀市役所	3
1月30日	木	美濃加茂市民ミュージアム	15
2月5日	水	豊田市議会歴代正副議長	15
2月7日	金	蒲郡市文化財保護審議会	12
2月12日	水	市街地整備課	5
2月13日	木	碧南市文化財保護審議会	10
2月14日	金	愛知県秘書課	2
2月17日	月	青森県立郷土館	3
3月7日	金	国立西洋美術館	4
3月11日	火	半田市文化財保護審議会	7

5 開館事業

(1) 開館に向けた取組

開館に向けた様々な活動を市民とともに進めることで、市博物館活動への参画の機運醸成を図ってきた。

①ワークショップ

豊田市新博物館基本構想で検討した新博物館の方向性やあり方を市民とともに考え、計画や設計に活かすことを目的として、下記のワークショップを実施した。

第1回「あつたらいいな！こんな博物館」

日時	平成29年3月19日（日）午後1時～午後4時
会場	豊田市郷土資料館 会議室
概要	市内外在住者の参加により、博物館に対するイメージや理想像について、グループに分かれてアイデアを出し合い発表。 ＜活動テーマ＞ <ul style="list-style-type: none">■一般的な博物館のイメージ、博物館にまつわる過去の思い出について■新博物館のアイデアについて■新博物館のキャッチコピーについて
参加者	28人

第2回「博物館を動かそう」

日時	平成29年5月14日（日）午後1時～午後4時
会場	豊田市郷土資料館 会議室
概要	市内外在住者の参加により、誰がどのような役割を担うことで魅力的な博物館になるのか、グループごとにアイデアを出し合い発表。 ＜活動内容＞ <ul style="list-style-type: none">■博物館を取り巻く主要な登場人物5人を考え、各人の博物館との関わり方について話し合う■5人のコラボレーションにより実現できる活動や生み出されるものについて話し合う
参加者	25人

第3回「ねんどでつくるみんなの博物館」

日時	平成29年6月24日（土）午後1時～午後3時
会場	豊田市郷土資料館 1階ロビー
概要	次代の担い手となる子どもを中心に、新博物館ができるモノやコトについて、ねんどを使って自由に表現・制作。 ＜活動テーマ＞ <ul style="list-style-type: none">■親子ですごせる部屋・毎日来たくなる部屋■すぐにお友だちができる部屋■つい遊びたくなってしまう庭■たのしく色々なことを知ることができること
参加者	23人



②主催事業「今考える みんなでつくる博物館」

豊田市博物館整備にあたり、事業の周知及び多くの市民の思いを反映するため、博物館に関する講演や地域の子どもたちによるアイデア発表を行った。

【第1回】

日時	平成30年1月28日（日）午後1時30分～午後4時
会場	豊田市美術館 講堂
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■豊田市における新博物館整備事業について報告 ■作家・西山ガラシャ氏による講演 「夢の実現！日本に初めて博物館を創った人たち一町田久成と田中芳男一」 ■小学生・中学生・高校生による発表
来場者	約200人

【第2回】

日時	平成31年2月10日（日）正午～午後5時
会場	豊田産業文化センター 小ホール・多目的ホール
内容	<p>【小ホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「(仮称) 豊田市博物館基本計画」の紹介 ■笑劇波による公演「博物館に行きたけりや？」 ■とよた歴史マイスター や先生・子どもたちによる発表 <p>【多目的ホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■（仮称）えんにち空間（交流エリア）の試行として、市民等の出展 
来場者	約270人

【第3回】

日時	令和5年1月29日（日）午前10時～午後4時
会場	豊田市民文化会館 展示室A、枝下緑地・広場ほか
内容	<p>【豊田市民文化会館 展示室A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民・企業等の出展 「体験！古い道具と昔のくらし」、「甘い？苦い？縄文クッキーをつくろう」「まゆマグネットづくり」「とよたの記憶あつめ」ほか <p>【枝下緑地・広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■体験「とよたの岩石から化石を取り出してみよう」「燃えよ！火おこし選手権」ほか ■フードワゴンの出展 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■豊田市博物館工事現場の見学 ■拳母城（七州城）隅櫓・又日亭内部の一般公開 ■クイズラリー

	
来場者	約1,790人

③市民周知のためのイベント出展

豊田市博物館の市民周知及び機運醸成を図るため、市内の各種イベントへ出展し、博物館整備事業のPRや体験型ワークショップ、博物館に対する意見・要望のヒアリングなどを行った。

実施日	イベント名	会場	参加人数
平成30年			
2月25日（日）	WE LOVE とよたフェスタ	スカイホール豊田	約90人
3月4日（日）	豊田市民の誓い制定40周年記念シンポジウム	豊田産業文化センター	約50人
4月7日（土）	平戸橋桜まつり	平戸橋いこいの広場	約300人
5月27日（日）	ふれ愛フェスタ 橋の下世界音楽祭	豊田市駅前	約400人
6月1日（金） ～3日（日）		千石公園	約900人
6月23日（土）	ミズベリングフェスタ	白浜公園	約200人
9月2日（日）	矢作川感謝祭 	千石公園	約180人
9月15日（土） 16日（日）	ハイブリッド文化祭	豊田東高等学校跡地	約300人
9月22日（土） 23日（日）	とよた産業フェスタ	豊田スタジアム	約550人

11月 4 日 (日)	朝日丘フェスタ2018	朝日丘交流館	約400人
11月11日 (日)	とよたものづくりフェスタ	スカイホール豊田	約350人
12月 8 日 (土)	東高の思い出を語る会	旧豊田東高等学校跡地 豊田東高等学校	約200人
平成31年・令和元年			
3月17日 (日)	WE LOVE とよたフェスタ	スカイホール豊田	約300人
4月 6 日 (土)	平戸橋桜まつり	平戸橋いこいの広場	約290人
8月24日 (土) 25日 (日)	とよた産業フェスタ	豊田スタジアム	約400人
11月 3 日 (日)	とよたものづくりフェスタ	豊田スタジアム	約60人
令和 2 年			
7月18日 (土)	ありがとう東高！お別れ見学会	旧豊田東高等学校跡地	約550人
令和 3 年			
3月 6 日 (土) 7日 (日)	WE LOVE とよたフェスタ	とよしば（豊田市駅東側広場）、参合館アトリウム	約350人
			
令和 4 年			
9月10日 (土) 11日 (日)	とよた産業フェスタ	豊田スタジアム	約590人
11月 6 日 (日)	朝日丘ふれあいフェスタ	朝日丘交流館	約270人
11月27日 (日)	とよたものづくりフェスタ	スカイホール豊田	約150人
			
令和 5 年			
10月 1 日 (日)	WE LOVE とよたフェスタ	スカイホール豊田	約580人
11月 5 日 (日)	朝日丘ふれあいフェスタ	朝日丘交流館	約200人

④その他

- ア SNSによる広報、ホームページ公開、インスタグラム運用、YouTube映像制作
- イ 自然標本あつめるプロジェクト、記憶あつめるプロジェクト
活動38回・参加人数延べ601人
- ウ どんぐりの森プロジェクト（小学生によるどんぐりの苗植樹）
参加校延べ62校・参加人数延べ2,748人

(2) 開館記念式典・内覧会

- ・令和6年4月25日、1,051人出席
- ・とよはくパートナー（団体）の豊田木遣り保存連合会による木遣り音頭披露ほか
- ・一般社団法人TCCMによるシャトルバス運行（4月26日～5月6日、1,505人利用）

(3) 開館に伴う催し物

①展示（展示室1）

内容	企画	実施日
ペーパー・サンクチュアリ —ウクライナの現実と詩— 	NPO法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク VAN	4月26日～5月26日
よろいを着て「合戦図屏風」の世界へ 	豊田市博物館	4月29日～5月6日
コロナをこえてプロジェクト（2020年） 記憶映像展示	豊田市博物館	4月26日～5月26日

②展示（えんにち空間）

内容	企画	実施日
挙母まつり山車展示	大神明山車囃子保存会 挙母祭り保存会	4月26日～5月17日
わたしが集めた拓本	とよはくパートナー	4月26日～6月2日
愛石展示会	愛石クラブとよた	4月26日～29日
豊田の木が博物館になるまで	西垣林業株式会社	4月26日～6月30日
環境にやさしいスローモビリティ	豊田鉄工株式会社	4月26日～6月30日
アートフレンド活動紹介	アートフレンド	5月21日～6月2日
おめでとう！五平餅さん桶茶さん。	とよた五平餅学会 いなぶ桶茶茶温会	5月26日
豊田市の自然	豊田市自然愛護協会	6月4日～9月1日
とよトリ隊展示	とよトリ隊	6月4日～16日

③豊田市博物館等主催のイベント

(人)

	主催者	内容	実施日	参加人数
1	豊田市博物館	鎧を着てみよう	5月3日・4日	96
2	豊田市博物館、豊田市美術館	お庭でマルシェ	5月3日・4日	3,738
3	とよたの特産品展実行委員会	スイーツ&パンフェス	5月4日・5日	1,721
			合計	5,555

④とよはくパートナーとの共催によるイベント

(人)

	団体名	内容	実施日	参加人数
1	小原ペーパーアートファンクラブ	工作	4月27日・28日	39
2	きたら合唱部	コンサート	4月28日	160
3	篠笛ユニット -yui-	コンサート	4月29日	216
4	アートフレンド	博物館美術館ツアー	4月29日	31
5	ゆめぱレット	パズル体験 童話読み聞かせ	5月3日・4日 6月22日・23日	472
6	平和町おもちゃの会	工作	5月3日、6月29日	240
7	TOYOTA CONCIERGE	射的など	5月4日	100
8	アマチュア無線サポートーズ豊田	無線体験	5月5日	300
9	ディンプルアートとよた	工作	5月25日・26日	200
10	とよたMケアの会	コンサート	5月26日	25
11	旭で和紙作り	工作	6月2日	20
12	シェア bon	工作	6月16日	36
			合計	1,839

⑤講演会 坂茂氏「作品づくりと社会貢献の両立をめざして」 4月29日 250人

6 みんなでつくる博物館事業

(1) とよはくパートナー

とよはくパートナーは、博物館と継続的に関わり、一緒に博物館をつくりつづけていく個人・サークル・地域団体・企業等である。

①個人パートナー

登録者162人（令和7年3月31日現在）

(人)

活動グループ名	活動内容	人数
A 博物館の楽しみ方ガイドグループ	展示案内・体験活動の補助や説明 (ほか)	48
B 自然体験グループ	観察池・どんぐりの森の整備 (ほか)	33
C 博物館学習グループ	来館した学校への授業対応、各種講座の対応 (ほか)	68
D 博物館の環境維持グループ	博物館の資料を虫害などから守るためのトラップ調査 (ほか)	21

E あつめるプロジェクトグループ		記憶の収集や集まった情報の整理 (ほか)	15
------------------	---	----------------------	----

※ 2つ以上のグループに重複して活動する登録者有

【活動実績】 活動人数：2,477人

(人)

月	A	B	C	D	E	小計
4月	55	56	59	28	12	210
5月	66	49	190	19	25	349
6月	102	23	157	22	36	340
7月	61	28	142	15	15	261
8月	60	0	8	15	12	95
9月	50	20	122	18	15	225
10月	82	20	159	15	9	285
11月	43	17	124	13	13	210
12月	40	0	82	13	10	145
1月	62	21	39	18	8	148
2月	40	18	66	15	6	145
3月	47	0	0	9	8	64
	708	252	1,148	200	169	2,477

②団体パートナー

- 登録団体102団体（令和7年3月31日現在）

内訳 企業：28社、協会・組合等：13団体、サークル：61団体

・活動実績

セミナールームでの講演会や体験室でのワークショップ、イベント広場でのマルシェを開催した。また、えんにち空間や常設展示室での展示を行った団体パートナーもあった。

イベントの開催

76回

えんにち空間・常設展示室での展示

16回



11月3日 EAST ENDARS -coffee & chocolate-によるブックマーケット



5月3日平和町おもちゃを作る会による
工作イベント

(2) 連携事業

①えんにち空間

開館イベントにおける取組（「5 開館事業」参照）の他、団体パートナーを中心に、個人パートナーや市役所各所属による展示を行った。

内容	企画	期間
『川しらべ』を実施します！	環境保全課	6月4日～6月30日
三河の伝統工芸「ガラ紡」の魅力	オンライン	7月2日～7月21日
猿投地域の歴史について	とよはくパートナー	7月2日～8月4日
豊田の新民謡	とよはくパートナー	7月2日～8月4日
発見！身近にある銅鐸のデザイン	とよはくパートナー	7月2日～8月4日
広幡町の郷土史研究家の足跡	とよはくパートナー	7月23日～9月1日
鯿の大祭典	株式会社名古屋グランパスエイト	7月23日～9月1日
身近な『コケ(苔)』の不思議！	豊田化学工業株式会社	8月6日～8月18日
綾渡の夜念仏と盆踊り	ツーリズムとよた	8月6日～8月18日
おいでんアート・ハートちゃんに込められた思い	チームおいでん	8月6日～8月18日
四郷町天道自治区の献馬飾り	豊田市棒の手保存会	8月20日～9月1日
みんなが描いたゴッホ	アトリエアーティスト	8月20日～9月1日
「衣の里とよた」をふたたび	とよた衣の里プロジェクト	9月3日～9月29日
わたしたちが、わたっている「橋の土台を見てみよう」	太啓建設株式会社	9月3日～9月29日
		
まちなかといなかをビュン	SZaMt Entertainment	9月3日～9月29日
小原の観光	小原観光協会	9月3日～9月29日
植物からの糸づくりを楽しんでいます	績む 繡う 紡ぐ	11月12日～12月8日
中村寿一・豊田喜一郎顕彰会パネル展示	豊田市産業労働課	12月17日～12月27日
SDGsに寄り添ったお絵描きの魅力を広めています	ディンプルアートとよた	3月18日～4月6日

②むかしの家

江戸時代に建てられた民家を活用し、団体パートナー等によるコンサートや展示を行った。

内容	企画	期間
コンサート	きたら合唱部	4月28日
コンサート	篠笛ユニット-yui-	4月29日
パズル体験・童話読み聞かせ	ゆめばレット	5月3日・4日
無線体験	アマチュア無線サポートーズ豊田	5月5日
コンサート	とよたMケアの会	5月26日
琴演奏体験	SZaMt Entertainment	7月30日～8月2日
無線体験	アマチュア無線サポートーズ豊田	8月25日
琴演奏体験	SZaMt Entertainment	9月16日

コンサート	とよた M ケアの会	10月12日
和紙工芸品展示	豊田工芸協会	10月17日～10月20日
無線体験	アマチュア無線サポートーズ豊田	11月17日
ワークショップ	矢作川水族館	11月30日
挙母木綿展示	挙母木綿伝承会	3月24日～4月6日

③とよはくアクアリウム

とよはくアクアリウムでは、団体パートナーである矢作川水族館と連携し、小中学生を含む全24人が水槽管理グループとして活動を行った。豊田市内に生息する魚類を中心に展示を行い、特別展「和食」の開催期間には、展覧会内で紹介されている魚類の実物を特集した展示も行った。



④常設展

団体パートナーの企業を中心に、企業連携による展示を実施した。令和6年度には「日本を支えるとよたの地下資源」と題し、市域から産出する地下資源がどのように私たちの暮らしに関わっているのかを紹介する特集展示を開催した。本企画にあわせて、企業が講師となって事例を紹介する指導者向けセミナーも実施した。

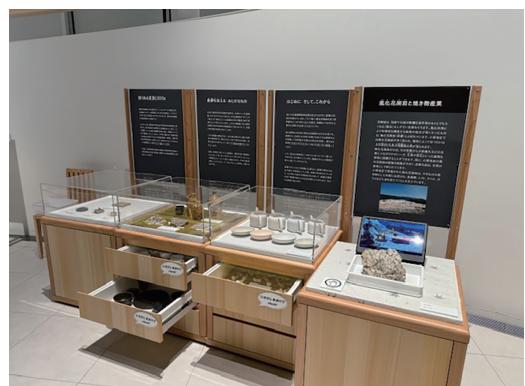
【日本を支えるとよたの地下資源】

展示期間：令和6年10月12日（土）～

令和7年4月6日（日）

セミナー：令和6年12月25日（水）

参加企業：AGC 株式会社、AGC ミネラル
株式会社、東海窯業原料株式会
社、丸普窯業原料有限会社、株
式会社豊、株式会社鈴木石材



7 調査研究

(1) 成果の公表（豊田市博物館・展覧会に関すること）

高橋健太郎

- ・「博物館の次の道」（『博物館研究』第59巻第5号、公益財団法人日本博物館協会、2024年）
- ・豊田市博物館編『豊田市博物館開館記念展 旅するジョウモンさん』（豊田市博物館、2024年、展覧会図録の編集、共著）
- ・「開催趣旨」「豊田市周辺の縄文中期の土器とくらし」（豊田市博物館編『—第2回 とよはくセミナー予稿集—縄文中期の土器とくらし』豊田市、2024年）
- ・「博物館は地域のなにをつくることができるか—豊田市の取組から—」明治大学博物館・南山大学人類学博物館連携事業 シンポジウム『博物館の行く道』2024年12月9日（発表）

名和奈美

- ・豊田市博物館編『豊田市博物館開館記念展 旅するジョウモンさん』（豊田市博物館、2024年、展覧会図録の編集、共著）

(2) 成果の公表（豊田市に関すること）

倉林重幸

- ・「令和5年度大会発表概要 近世後期～明治初期 三河足助地方紙屋鈴木家の茶の湯」（『茶の湯文化学』第41号、茶の湯文化学会、2024年）

高橋健太郎

- ・「縄文時代の台付土器について」（『列島の考古学』3、六一書房、2024年）

鶴田博嗣

- ・「矢作川水系における外来魚チャネルキャットフィッシュの現状；分布情報の確度を考慮した生息域の再検討」（『保全生態学研究』早期公開（J-STAGE）、日本生態学会、2024年、共著）
- ・「愛知県矢作川における外来魚チャネルキャットフィッシュ生息の再確認」（『伊豆沼・内沼研究報告』第18号、公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団、2024年、共著）

中島学

- ・「豊田市に残る区有資料：新修豊田市史の調査を中心に」（『年報近現代史研究』第16号、近現代史研究会、2024年）
- ・「七州城城郭内の解説」（第30回内藤学文公顕彰会総会記念講演会、於豊田市博物館、2024年6月2日）
- ・「豊田市博物館の概要」（令和6年度愛知県高等学校地歴科初任者研修会、於豊田市博物館、2024年10月29日）

8 保存収集

(1) 購入・寄贈・寄託

①購入

・件数 4 件

・点数 5 点

No.	資料登録日	大分類	資料名・表題	数量
1	令和6年4月1日	歴史	『わが青春放浪記』	2 冊
2	令和6年12月26日	歴史	『帝劇1』	1 冊
3	令和7年2月20日	歴史	『蒼海遺稿』	1 冊
4	令和7年1月30日	歴史	『拳母花街競艶録』	1 冊

②寄贈

・件数 54 件

・点数 1,485 点

No.	資料登録日	大分類	資料名・表題	数量	寄贈者
1	令和6年5月12日	歴史	豊田市写真広報 No.140	1 冊	—
2	令和6年8月2日	民俗	「みんなでつくる博物館」幟	1 枚	—
3	令和6年10月12日	歴史	『Casa BRUTUS』2024年8月号	1 冊	個人
4	令和6年10月12日	歴史	神明町の山車 絵葉書	4 枚	団体
5	令和6年11月6日	歴史	豊田市50周年記念ポストカード	1 枚	—
6	令和6年11月11日	民俗	挙母祭りの法被・どんぶり・股引	3 点	個人
7	令和6年12月1日	民俗	挙母祭り絵馬（令和6年度）	1 枚	団体
8	令和6年12月3日	民俗	佐藤友泰の紙	15枚	団体
9	令和6年12月3日	歴史	『季刊和紙』第8号	1 冊	団体
10	令和6年12月3日	民俗	奉納狂俳額	1 枚	団体
11	令和6年12月3日	民俗	奉納額 三十六か撰	1 枚	団体
12	令和6年12月3日	民俗	祭事社務録	1 冊	団体
13	令和6年12月3日	民俗	祭事社務録	1 冊	団体
14	令和6年12月3日	民俗	津島神社届出写	1 冊	団体
15	令和6年12月3日	民俗	祭神記	1 冊	団体
16	令和6年12月3日	民俗	総戸数調べ	20枚	団体
17	令和6年12月3日	民俗	伊勢神宮遷宮奉賛会 寄進控 古岸区	1 冊	団体
18	令和6年12月6日	歴史	日本空間デザイン賞 文化交流部門銅賞 賞状・トロフィー	3 点	—
19	令和7年1月6日	歴史	ジュークボックス パンフレット	1 冊	個人
20	令和7年1月31日	歴史	野口雨情 色紙額	1 枚	個人
21	令和7年1月17日	歴史	『郷土資料館だより』	141冊	—
22	令和7年1月31日	民俗	お縫物針セット	1 点	個人
23	令和7年1月31日	考古	考古資料一式	416点	個人
24	令和7年1月31日	歴史	名古屋秤座 守隨家系録	1 冊	個人
25	令和7年1月31日	歴史	漆搔き関連資料〔手本〕	1 冊	個人
26	令和7年1月31日	歴史	三河国加茂郡安実京村稻荷社氏子札	6 枚	個人
27	令和7年1月31日	歴史	漆搔き関連資料〔帳面〕	1 冊	個人
28	令和7年1月31日	歴史	漆搔き関連資料 生漆行商鑑札	1 枚	個人
29	令和7年1月31日	歴史	東加茂郡蚕糸業組合員証	1 枚	個人
30	令和7年1月31日	歴史	児童手牒	1 冊	個人
31	令和7年1月31日	歴史	教育手牒	1 冊	個人
32	令和7年1月31日	歴史	御文	1 冊	個人

No.	資料登録日	大分類	資料名・表題	数量	寄贈者
33	令和7年1月31日	歴史	足助自動車株式会社株券	16枚	個人
34	令和7年1月31日	歴史	地籍字城山図	1枚	個人
35	令和7年1月31日	歴史	『十王讚歎修善鈔図絵』上	1冊	個人
36	令和7年1月31日	歴史	『十王讚歎修善鈔図絵』中	1冊	個人
37	令和7年1月31日	歴史	『十王讚歎修善鈔図絵』下	1冊	個人
38	令和7年1月31日	歴史	『凶荒図録』	1冊	個人
39	令和7年1月31日	歴史	そろばんの教本	1冊	個人
40	令和7年1月31日	歴史	生徒集合写真	1枚	個人
41	令和7年1月31日	歴史	死亡告知	1枚	個人
42	令和7年1月31日	考古	考古資料一式	182点	個人
43	令和7年1月31日	歴史	市民体育祭アルバム	4冊	個人
44	令和7年1月31日	民俗	マッチ箱	42箱	個人
45	令和7年1月31日	民俗	挙母祭り絵馬	11枚	個人
46	令和7年1月31日	民俗	挙母祭り絵皿	2枚	個人
47	令和7年2月1日	民俗	婚礼用蛇の目傘	1本	個人
48	令和7年2月1日	民俗	婚礼用雨よけコート	1着	個人
49	令和7年2月1日	民俗	婚礼用日和下駄	1足	個人
50	令和7年2月1日	民俗	子守半纏	1着	個人
51	令和7年2月20日	民俗	三笠の食券	1枚	団体
52	令和7年2月20日	歴史	圓能斎書状（鈴木利十郎宛）	1枚	個人
53	令和7年2月11日	歴史	『こどもしりようかんだより』	576枚	—
54	令和7年2月17日	歴史	『こどもはくぶつかんだより 準備号』	6枚	—

③寄託

- ・件数：1件（藤井達吉関係資料）
- ・点数：14点（藤井達吉筆《春》1934年）をはじめ藤井達吉の日本画等

④記憶収集

- ・令和6年度内収集1,050件、令和6年度未現在1,783件
(令和6年度内訳) 博物館での収集1,015件、博物館ホームページでの収集35件
- ・令和6年度に収集した記憶の内容
食に関する記憶
(特別展「和食」や同展覧会関連イベント「給食フェア」に連動して募集)
「養蚕・製糸」に関する記憶
「川」「祭」など、季節によって呼び起こされる記憶

(2) 貸出実績

①所蔵品・寄託品の貸出：4件

- ア 「英一蝶筆 四季風俗図（四民図）屏風 六曲一双」
サントリー美術館「没後300年記念 英一蝶—風流才子、浮き世を写す—」展
会期：令和6年9月18日～11月10日
- イ 「織田信長像（長興寺所蔵本の複製）」
佐賀県立美術館「特別展 桃山三都—京・大坂と肥前名護屋—」展
会期：令和6年12月6日～令和7年1月29日

ウ 「棒の手用具・芝居の幕」

千足町自治区祭礼のため

貸出期間：令和 6 年 9 月 19 日～10 月 20 日

エ 「仁田四郎人形」

寺部八幡宮秋の大祭のため

貸出期間：令和 6 年 10 月 11 日～10 月 15 日

②画像の貸出：96件

「重要文化財紙本著色織田信長像」（長興寺蔵）51 件をはじめ合計 96 件

(3) 所蔵品管理

①燻蒸の実施

博物館収蔵庫への輸送の準備として、旧郷土資料館、旧図書館、旧近代の産業とくらし発見館及び旧足助資料館大河原分館に保管されている資料を燻蒸した。作業は令和 6 年 11 月から令和 7 年 2 月にかけて 33 回行った。

②資料の輸送

上記 (3) ①の燻蒸が終了した資料を博物館収蔵庫と旧足助資料館大河原分館へ輸送した。博物館に輸送した資料は、旧郷土資料館、旧図書館保管資料の一部、旧近代の産業とくらし発見館保管資料の一部及び旧足助資料館大河原分館保管資料の一部である。旧図書館保管資料の一部及び旧近代の産業とくらし発見館保管資料の一部については旧足助資料館大河原分館へ輸送した。

(4) 保存修復

①修復

江古山遺跡 SX03 出土の移動式竈・皿型土製品・長胴甕の修復（合計 3 点）を行った。

②複製制作

豊田市指定文化財長久手合戦図屏風（浦野家旧蔵）一隻と人形浄瑠璃の首（カシラ）1 点の複製を制作した。また、博物館学習用に長篠・長久手合戦図屏風のターポリン製の幕を制作した。

9 展示・展覧会

(1) 常設展「とよたの自然と人々の営み」

常設展は「とよたの自然と人々の営み」をテーマに、以下のコーナーを設け、自然環境とその中で育まれた歴史、文化、産業の営みと記憶を紹介している。

①とよたモノ語り

高さ7.8mの展示棚に、豊田市の多様性を感じることができる歴史・民俗・産業・自然などの資料を展示している。また、企画展や市内のイベント等にあわせて部分的に展示替えを行った。

【主な展示替え内容】

- ・世界ラリー選手権にあわせた、選手ユニフォームの展示
- ・特別展「和食」にあわせた、学校給食に関する展示
- ・豊田市の昆虫標本コレクション



②とよた記憶トラベル

旧石器時代から現代までのモノに宿る記憶を、モノとともに生きる人々（時代人）が語る映像で紹介。あわせて、展示替えを行いながら、様々な歴史資料を展示している（クロニクル）。また、現在を生きる私たちの記憶を収集・展示している。



【令和6年度の展示テーマ】

(令和7年3月31日現在)

旧石器・縄文		
時代人	水汲の集落に来た男	令和6年4月～(展示中)
クロニクル	石の道具と人の暮らし	令和6年4月～(展示中)
	縄文人の道具—土器—	令和6年4月～(展示中)
弥生・古墳		
時代人	手呂銅鐸に驚いた人たち	令和6年4月～(展示中)
クロニクル	地域の王の姿	令和6年4月～(展示中)
	祀る・祈る	令和6年4月～(展示中)
古代・中世		
時代人	松平親氏の妻	令和6年4月～(展示中)
クロニクル	莊園と武士の台頭	令和6年4月～(展示中)
	豊田市ゆかりの戦国武将	令和6年4月～(展示中)
近世		
時代人	越前から来た漆搔き	令和6年4月～(展示中)
クロニクル	矢作川の水運と水害	令和6年4月～10月
	渡邊半蔵家	令和6年4月～10月
	桜城築城計画の挫折と七州城への移転	令和6年10月～(展示中)

近代		
時代人	挙母の芸妓	令和6年4月～令和7年1月
	農村歌舞伎とともに	令和7年1月～（展示中）
クロニクル	近代インフラの整備	令和6年4月～10月
	古橋家と地域の近代化	令和6年4月～10月
	養蚕・製糸業の後退と自動車工場の誘致	令和6年10月～（展示中）
現代		
時代人	トヨタで働いていた父のこと	令和6年4～10月
	加茂蚕糸で働く	令和6年10月～（展示中）
クロニクル	自動車のまち豊田市	令和6年4月～令和7年1月
	人があつまるまち	令和7年1月～（展示中）
	安永川の整備	令和7年1月～（展示中）
記憶証言映像		
記憶証言映像	伊保原飛行場（昭和20年）後藤さん	令和6年4月～（展示中）
	伊保原飛行場（昭和20年）内本さん	令和6年4月～（展示中）
	伊保原飛行場（昭和20年頃）羽根田さん	令和6年4月～（展示中）
	特攻隊（昭和20年）友山さん	令和6年4月～（展示中）
	ラッパ吹き（昭和16～20年頃）加納さん	令和6年4月～（展示中）
	四七災害（昭和47年）藤村さん	令和6年4月～（展示中）
	四七災害（昭和47年）安藤さん	令和6年4月～（展示中）
	渡し船（昭和39年頃）成瀬さん	令和6年4月～（展示中）
	矢作川での遊び（昭和10～20年）梅村さん	令和6年4月～（展示中）
	川での遊び（昭和10年代）太田さん	令和6年4月～（展示中）
	豊田市の思い出（昭和10～20年代）羽根田さん	令和6年4月～（展示中）
	双美団地ができたころ（昭和44年頃）二村さん	令和6年4月～（展示中）
	下山のくらし（昭和50年代）柴村さん	令和6年4月～（展示中）
	山の食べ物（昭和10年代）太田さん	令和6年4月～（展示中）
	養蚕（昭和11年頃）加納さん	令和6年4月～（展示中）
	うすれゆく戦中戦後の記憶（昭和20年頃）前田さん（総務監査課作成）	令和6年8月～（展示中）
	うすれゆく戦中戦後の記憶（昭和20年頃）小木曾さん（総務監査課作成）	令和6年8月～（展示中）

③とよたんきゅうラボ

豊田市の自然と、そこに刻まれた人々の営みをジオラマで紹介するとともに、常設展・企画展に関連した特集展示をハンズ・オン形式で展開している。

【主な内容】

- ・展示資料に触ってみよう（黒電話、矢立、シカの角ほか）
- ・顕微鏡を触ってみよう（生物標本、鉱物・岩石標本、土器ほか）
- ・粘土に土器のもようを付けてみよう
- ・動物足跡スタンプ
- ・和食の食材を見てみよう



④とよたストーリー

今の豊田市を生み出した様々なストーリーをテーマとして紹介するコーナーで、企画展等にあわせて展示替えを行った。



【令和6年度の展示テーマ】

(令和7年3月31日現在)

テーマ	企画	会期
この土地の記憶をたどる —城・学校・博物館—	豊田市博物館	令和6年4月～9月
車のまち 豊田市のあゆみ	豊田市博物館	令和6年4月～9月
自然標本あつめるプロジェクト	豊田市博物館、あつめるプロジェクト昆虫チーム、あつめるプロジェクト岩石チーム	令和6年4月～9月
感じるジョウモンさん	豊田市博物館、豊田市教育自主研究グループ社会科・理科	令和6年10月～令和7年1月
日本を支えるとよたの地下資源	豊田市博物館、AGC株式会社、AGCミネラル株式会社、東海窯業原料株式会社、丸普窯業原料有限会社、株式会社豊、株式会社鈴木石材	令和6年10月～（展示中）
とよたの郷土食	豊田市博物館	令和7年1月～（展示中）

⑤みんなの研究室

資料の閲覧や調査・研究ができるスペースで、収蔵スペースの資料（約50点）を実際に手に取って観察できる。

【資料閲覧件数】 2,860件

【収蔵スペースに配架した主な資料】

縄文土器、自動式卓上電話機、豆炭あんか、床本「蝶千鳥曾我物語」、電気炊飯器、昆虫標本、花崗岩

【閲覧実績】

開館から1か月の閲覧数統計によると、縄文土器、豆炭あんか、小学校の音楽教科書、昆虫標本の閲覧が多かった。

⑥来館者アンケート

調査期間：令和6年11月16日（土）～12月27日（金）【36日間】

実施場所：パノラマスロープの2階出口（図書コーナー）

実施方法：看視スタッフが手渡しで配布し、当日中に回収した。

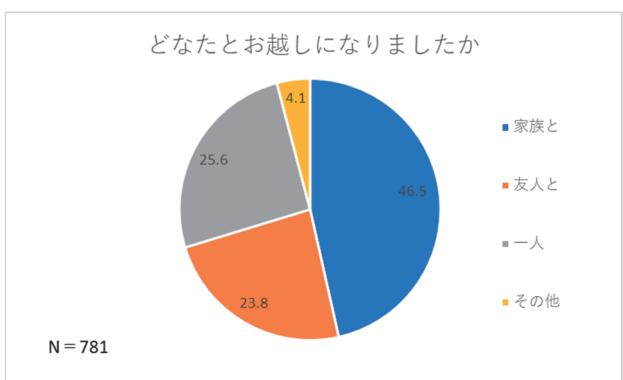
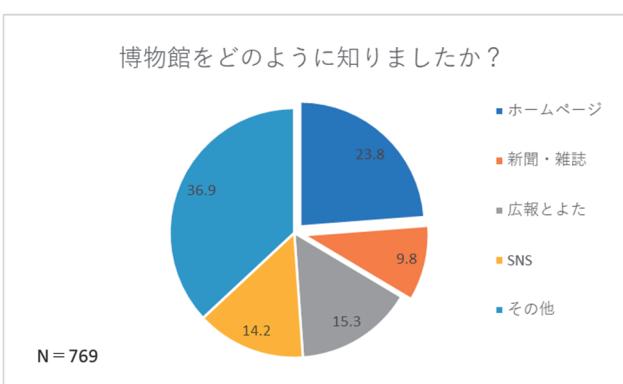
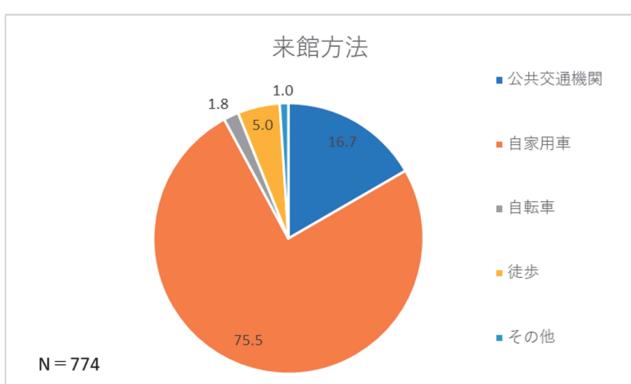
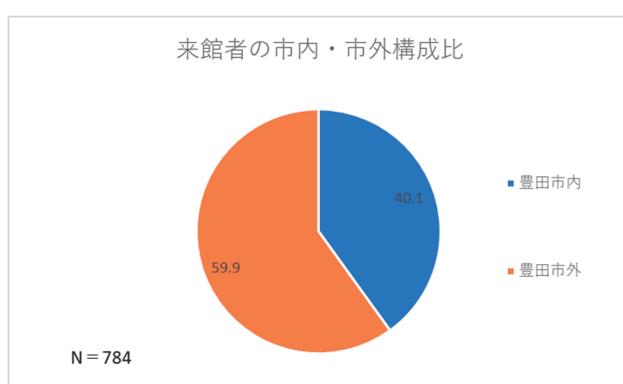
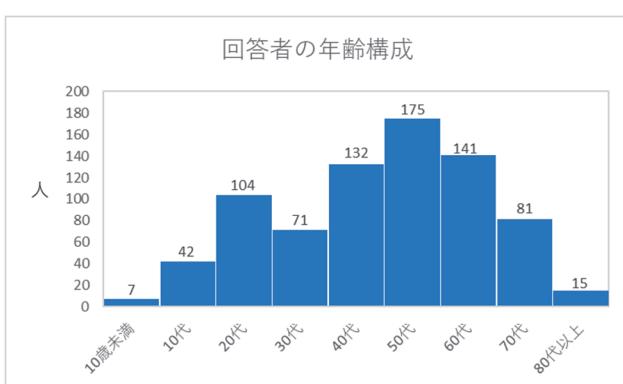
対象：常設展示室を見学した来館者

※ただし、回答の偏りを避けるため学習利用で来館している市内小中学校の児童生徒は除外した。

【アンケート結果より】

ア 回答者の属性に関する結果

回答数 784件（男性：332人 女性：448人 未回答：4人）



【回答者属性要約】

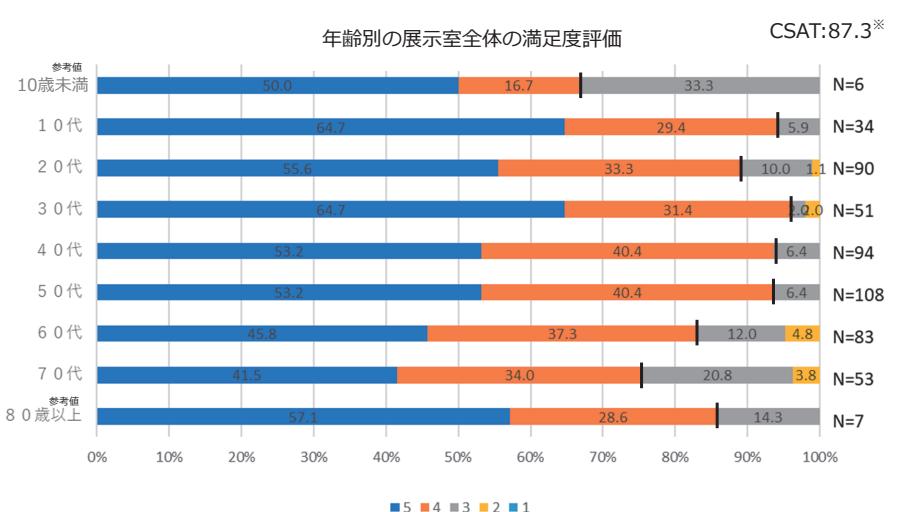
- ・市内・市外比は、4：6で市外の方が多かった。
- ・博物館を知った情報ソースについては、その他を除いて、自館ホームページが23.8%、広報とよたが15.3%、SNSが14.2%の順であった。なお、記述回答によるその他の内容としては、友人や家族からの口コミが多かった。
- ・来館方法は75.5%が自家用車、次いで公共交通機関による来館が16.7%であった。
- ・来館者の構成は、家族連れが46.5%と約半数を占め、次いで友人との来館が23.8%と多かった。

イ 展示室の評価に関する結果

常設展示室の評価（平均）

	展示室全体	モノがたり (集合展示)	記憶トラベル	たんきゅうラボ	とよた ストーリー	パノラマ スロープ	みんなの研究室
平均	4.40	4.19	4.08	4.22	4.15	4.24	4.07

5段階評価。5が最も高く、1が最も低い評価。



10歳未満、80歳以上は回答者数（N数）が少ないので参考値として記載。

【結果要約】

- ・常設展示室を見学した来館者の評価は、全体で4.4、各コーナーも4を超えていた。
- ・若年層（20～40代）で評価が高く、高齢者層で評価が低い傾向があったが、満足度はいずれの世代も75以上、全体で87.3と高かった。
- ・これらの結果から、展示の評価は高く、かつ幅広い世代で満足度が高いことが示された。

ウ 評価コメントの内容

(ア) 常設展の展示構成・展示内容

※数字は自由記述欄で確認できた評価コメントの件数

●展示コンセプトについて

- ・「開かれた博物館」「会話がはずむ」「なつかしさを感じる」「子どもに見せたい」「すごしやすい」などへの評価（63件）
- ・「ストーリー・テーマ性」「時間軸」の不在などへの評価（15件）

●学び・学術性について

- ・「新しい発見」「総合的な学び」「歴史的な学び」への評価（58件）
- ・内容の浅さなどに関する評価（9件）

●展示物・展示内容の種類や量について

- ・全体的な「展示の更新性」「多様性や量」や、各展示セクション（「記憶トラベル」「たんきゅうラボ」「とよたストーリー」）などへの評価（128件）
- ・「展示資料の乏しさ」などへの評価（15件）

(イ) 常設展の展示手法について

●「とよたモノがたり」の観覧について

- ・「壮大さ・印象深さ・楽しさ」や「新しさ」「なつかしさ」への評価（27件）
- ・「見にくさ」や「キャプション」「配布資料」に関する評価（31件）

●見せ方について

- ・「パノラマスロープ」や、見やすさ・デザイン性への評価（48件）
- ・「わくわく感がない」「子どもが楽しめる工夫がほしい」という評価（3件）

●体験型展示（ハンズオン）・参加型展示について

- ・体験・参加への総体的な評価や各取組への評価（112件）
- ・体験・参加への総体的な評価や各取組についてプラスの評価をしつつ、人的対応やハンズオンの可否に関する表示についてマイナスの評価（9件）

(ウ) 人的対応

- ・丁寧さや親切さへの評価（7件）
- ・配置数や対応についての評価（5件）

【対応】

- ・常設展「とよたモノがたり」について、細かい資料を見やすい位置に移動し、これまで配布していた展示資料のリストをホームページ上で見られるようにした。

(2) 企画展

①開館記念展「旅するジョウモンさん—5千年前の落とし物—」

【総括】 開館記念展として、開館後初の展覧会を催した。本展は、国宝である十日町市の火焔土器をはじめ、青森県から鹿児島県までの範囲で借用した資料約400点を展示することで、縄文時代中期という時代を大きなスケール感で紹介した。

また、展示室内では、常設展示室「とよた記憶トラベル」で旧石器・縄文時代のキャラクターとして登場している縄文人「ジョウモンさん」にナビゲーターの役割を持たせることで、5千年前の時代でも身近に感じ、幅広い世代に観覧してもらうことを目指した。その仕掛けの一つとして、展示室内に「縄文不動産」を用意した。あわせて作成した公式ガイドブック（図録）についても、「ジョウモンさん」をナビゲーターとしながら、手に取りやすく、見やすいものを目指した。

結果として、目標の約8割となる19,119人（内覧会含む。）の観覧者を得た。観覧者の年齢層は、50代・60代を中心としつつも、10代も多く見られ、一つの世代に偏ることがなく広がっていた。図録の販売については、入場者の8%以上が購入（1,620冊）し、最終日に販売分を完売した。

観覧者の推移としては、会期全体の平均は367人／日であった。会期前半からあまり観覧者数が伸びず、会期後半になって平均367人／日を超える、会期終盤では、1,000人／日を超える日もあったが、全体的にスロースタートであった。会期までの広報が不足していたことが要因として考えられる。今後は、今回の広報の内容を見直し、自館企画の展覧会について、効果的な広報（SNSでの発信・WEB広告・紙面広告・交通機関など）の方法を検討し、取り組んでいきたい。

会 期 令和6年10月12日（土）～12月8日（日） 52日間

会 場 展示室1・2

観 覧 料 一般1,200円、高校・大学生1,000円、中学生以下無料

※前売り及び20名以上の団体は200円割引。他100円割引有り。

主 催 豊田市博物館

■観覧者数 19,119人（有料率47.4%）

■図録販売 1,620冊（購買率：8.5%）

価格800円（税込）



関連事業

【とよはくセミナー】

■第1回「子どもの学びと縄文時代」

実施日：11月9日（土）午後1時30分～3時30分

会場：セミナールーム

発表者：長田友也（中京大学講師）、日高則行（豊田市教育研究会社会部部会長）、
伊藤俊満・駒野雅彦・名和奈美（豊田市博物館）

参加者：41人（先着100人）

料金：無料

■第2回「縄文中期の土器とくらし」

実施日：①11月30日（土）午後1時30分～5時

②12月1日（日）午前10時30分～午後4時

会場：セミナールーム

講師：建石 徹（独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館／文化財防災センター）、富井 真（大正大学文学部歴史学科教授）、佐野 隆（NPO法人茅ヶ岳歴史文化研究所）、長田友也（中京大学講師）、横幕 真（小松市埋蔵文化財センター）、東 和幸（鹿児島県立埋蔵文化財センター）、高橋健太郎（豊田市博物館）

参加者：①140人、②80人（定員100人）

料金：無料

【ミュージアムシアター】※主催：映画を活かしたまちづくり実行委員会

■ドキュメンタリー映画「掘る女 縄文人の落とし物」上映会＆松本貴子監督トーク

実施日：11月16日（土）午前10時30分～午後1時

会場：セミナールーム

参加者：70人（定員70人、事前申込制）

料金：無料

【ワークショップ】

■「縄文土器プラバンをつくってみよう」

実施日：10月13日（日）午前10時30分～正午、午後1時30分～4時

会場：体験室

参加者：58人（先着80人）

料金：100円

■「JOMON クッキング！」

実施日：10月20日（日）午前10時30分～正午、午後1時30分～3時

会場：体験室

講師：近藤招宏（監修者＜カフエmitsubachi＞）

参加者：26人（定員30人、事前申込制）

料金：1,000円

■ 「アンギンでコースターをつくってみよう」

実施日：10月26日（土）午前10時30分～正午、午後1時30分～3時

会場：むかしの家

参加者：16人（定員20人）

料金：300円

■ 「縄文でミサンガをつくってみよう」

実施日：10月27日（日）

①午前10時30分～②午前11時30分～③午後1時30分～④午後2時30分～

会場：むかしの家

参加者：63人（各回先着15人）

料金：300円

■ 「土偶プラバンをつくってみよう」

実施日：11月9日（土）午前10時30分～12時、午後1時30分～4時

会場：体験室

参加者：42人（先着80人）

料金：100円

■ 「どんぐりマグネットをつくってみよう」

実施日：11月10日（日）午前10時30分～正午、午後1時30分～4時

会場：体験室

参加者：75人（先着80人）

料金：100円

■ 「石器をつくってみよう」

実施日：11月23日（土）午前10時30分～12時30分、午後2時30分～4時30分

会場：体験室

講師：平井義敏（みよし市立歴史民俗資料館）

参加者：30人（定員30人、事前申込制）

料金：500円

■ 「火起こししてみよう」

実施日：11月24日（日）

①午前10時30分～②午前11時30分～③午後1時30分～④午後2時30分～

会場：むかしの家

参加者：160人（各回先着10人）

料金：無料



第2回とよはくセミナー



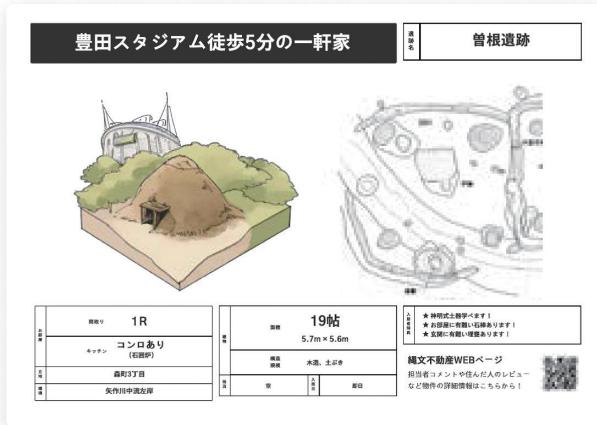
石器をつくってみよう



縄文でミサンガをつくってみよう

縄文不動産

- ・本展では、展示室内に観覧支援コンテンツとして、縄文時代をより身近に感じてもらうため、「縄文不動産」を用意した。「縄文不動産」は、生活の中で身近な「物件探し」と「縄文時代の住まい」を組み合わせて、縄文時代の竪穴住居を現代の立地を踏まえてキヤッチフレーズを付けて紹介し、来館者に歴史や遺跡を身近に感じてもらえるように工夫した。
- ・また、紹介する遺跡を、豊田市内の縄文時代中期の遺跡を中心とすることで、市内の埋蔵文化財紹介の機会とした。また、定住促進課と連携しチラシなどを配布することで、「物件探し」「移住」という観点から、現代の定住促進についての現状を知ってもらうこともできた。
- ・会期中は、縄文不動産のブース上で、参加型の物件（遺跡）人気投票を行い、7,925票を得ることができた。WEB上でも「縄文不動産」の物件（遺跡）のより詳しい内容を閲覧できるページを用意し、総閲覧回数は3,524回であった。SNSでのシェアでネット上でも投票を行えるようにしていたが、こちらは16件にとどまった。
- ・このことから、今回は展示室内・WEBページ内を用意し、両方で物件探しや人気投票などができる参加型としたものの、目の前で完結することができるコンテンツの方が参加しやすかったことが分かった。
- ・アンケート結果では、印象的な展示として「縄文不動産」を挙げる人もおり（全体の約1割弱）、歴史を身近に感じていただける仕掛けとして、より良く機能したといえる。



物件（遺跡）紹介例



WEB 版物件（遺跡）紹介例



会場風景

■秋の縄文限定メニュー（カフェ mitsubachi）

タイトル：「縄文鹿巻きのこシチュー」

内 容：縄文時代に食べられていたであろう食材、鹿、きのこ、栗を使った煮込み料理。

価 格：1,650円（税込）



■関連グッズ他の販売（ミュージアムショップ）

1 公式ガイドブック 800円（税込） 2 オリジナル野帳 500円（税込）



■広報事業実績

- ・有料広告については、駅・電車内広告、新聞広告を行った。アンケート結果から、新聞・雑誌を見ての来館が11%。また、Instagram 上で頻回の更新を行い（期間中、97回更新）、SNS を多く見る世代へのアプローチを試みた。結果として、全体の1割が SNS の閲覧を通しての来館となった。
- ・一方で、常設展のアンケート結果と同じく、HP を見ての来館が約 2 割となっていることから、HP の内容については、引き続き時宜を得た更新・発信を続けていく。

1	雑誌	Tokai Walker	イベントカレンダー秋 SP 開館記念展「旅するジョウモンさん—5千年前の落とし物—」縄文展	令和 6 年	秋号 8月21日	株式会社 KADOKAWA
2	WEB	JR おでかけネット	イベント 開館記念展「旅するジョウモンさん 5 千年前の落とし物」縄文展	令和 6 年	9月 3 日	協同組合インフォメーションテクノロジー関西
3	WEB	JAVA.jp	開館記念展「旅するジョウモンさん 5 千年前の落とし物」縄文展	令和 6 年	9月 3 日	協同組合インフォメーションテクノロジー関西
4	WEB	Aichi Now 愛知県の公式観光ガイド	新たな発見に目覚める 今すぐ行きたい美術館・博物館特集(開館記念展「旅するジョウモンさん」紹介)縄文展	令和 6 年	9月10日	株式会社ピコ・ナレッジ
5	WEB	日本考古学協会	イベント「2024年10月12日～12月 8 日【開館記念展】豊田市博物館会館記念展「旅するジョウモンさん—5 千年前のおとしもの」縄文展	令和 6 年	9月12日	日本考古学協会
6	WEB	Fashion Press	企画展「旅するジョウモンさん」豊田市博物館で、"各地で花開いた縄文文化" 土器など約420点を公開。縄文展紹介	令和 6 年	10月 9 日	Fashion Press
7	新聞	矢作新報	縄文土器など全国から420点	令和 6 年	10月18日	矢作新報社
8	新聞	とよたみよしホームニュース	「旅するジョウモンさん—5 千年前の落とし物—」縄文展紹介	令和 6 年	10月25日	中日新聞みよし販売店会
9	新聞	矢作新報	縄文クッキーどんな味？	令和 6 年	10月25日	矢作新報社
10	新聞	矢作新報	縄文時代を妄想したクッキングイベント	令和 6 年	10月25日	矢作新報社
11	新聞	新三河タイムス	「国宝土器など420点圧巻ジョウモンさん」縄文展紹介	令和 6 年	10月25日	新三河タイムス社
12	新聞	中日新聞	「ジョウモンさんと土器巡り」縄文展紹介	令和 6 年	10月29日	中日新聞社
13	雑誌	炎芸術	展覧会を見に行こう（縄文展紹介）	令和 6 年	11月 1 日	阿部出版株式会社

14	新聞	信濃毎日新聞	豊田市博物館で開館記念展 共通する装飾 繩文土器が示す交流	令和 6 年	11月28日	信濃毎日新聞社
15	テレビ	とよたウイークリーピックアップ	縄文展紹介（コレミテ黒曜石）	令和 6 年	10月29日	ひまわりネットワーク
16	新聞	中日新聞（県内版）	縄文展新聞広告	令和 6 年	11月 4 日	東海アドエージェンシー
17	テレビ	とよたシティムービーニュース	縄文展紹介	令和 6 年	11月 5 日	ひまわりネットワーク
18	テレビ	とよたクローズアップムービー	縄文展紹介	令和 6 年	11月 6 日	ひまわりネットワーク
19	WEB	美術評論	「縄文不動産」という魅力的な枠組みを全国に広げてみませんか？	令和 6 年	11月 7 日	美術評論
20	ラジオ	ZIP-FM	縄文展紹介	令和 6 年	11月10日	ZIP-FM
21	新聞	中日新聞（県内版）	縄文展新聞広告	令和 6 年	11月23日	東海アドエージェンシー
22	テレビ	中京テレビ Web	縄文展紹介	令和 6 年	12月 6 日	中京テレビ配信

（参考）ポスター・チラシ送付先

全国の博物館等 303件（ギャラリー、大学等を含む）

市内公共施設 257件（市内小中学校・交流館・支所含む）

その他 73件

■来館者アンケート

調査日：10月12日（土）～12月8日（日）

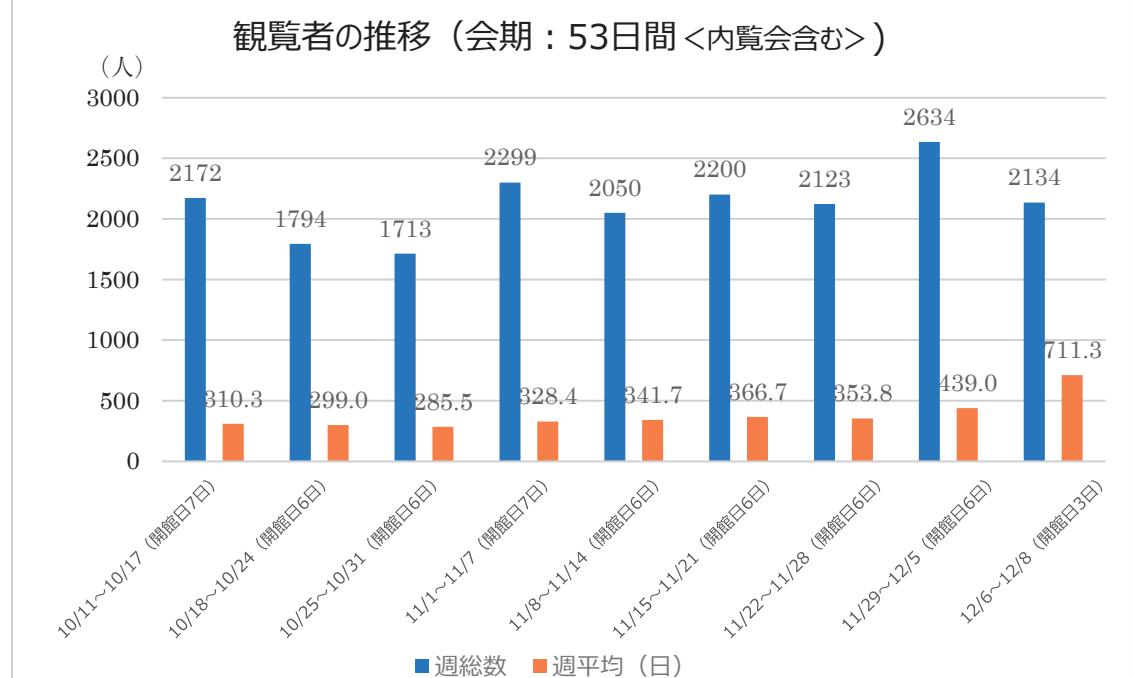
調査方法：展示室2前に紙アンケート記載机を設置し、自由記入

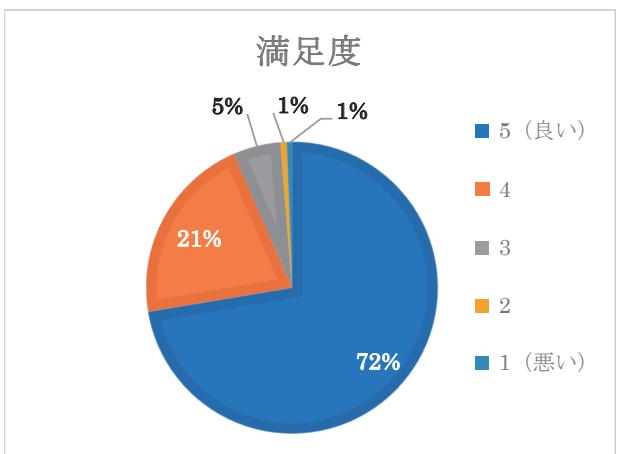
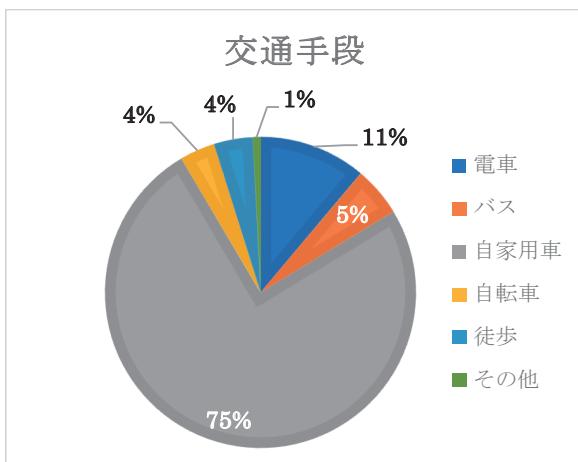
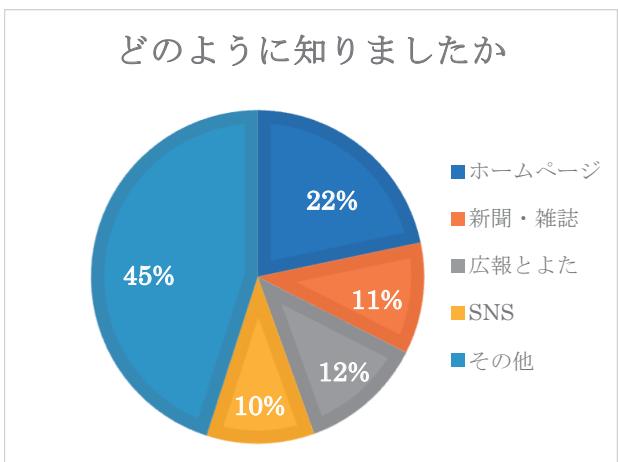
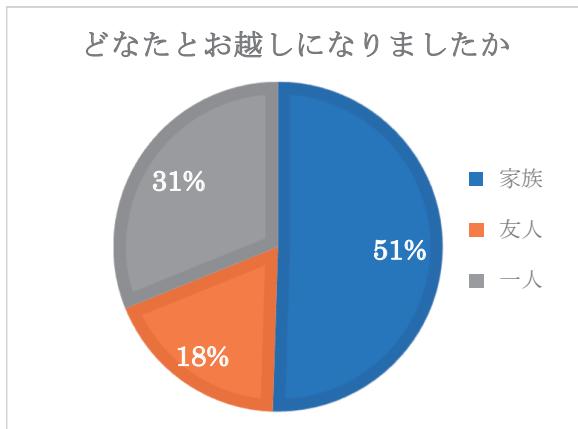
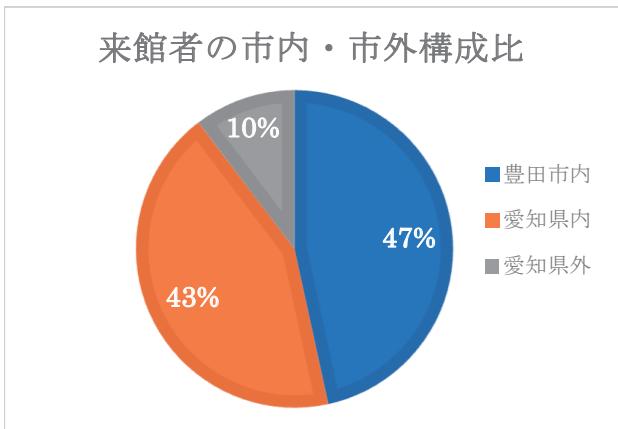
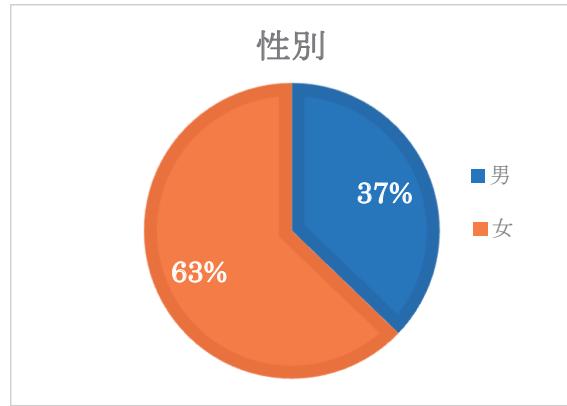
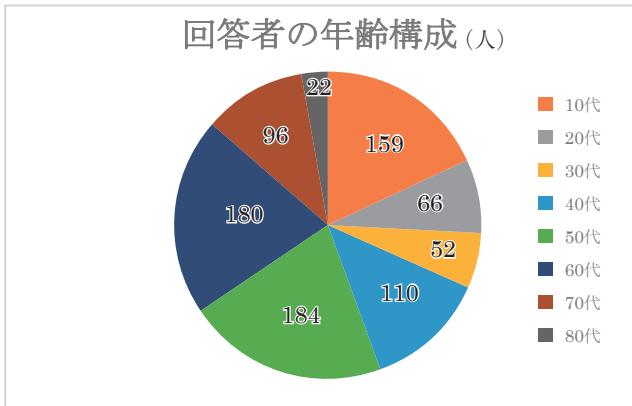
集計枚数：946枚

【アンケート結果より】

- ・来館者の年齢層については、10代～40代が45%、50代～80代が55%であった。しかし、学校単位で来館する博物館学習の影響もあってか、10代について、全体の18%を占めていた。20代・30代の来館が割合としては少なく、この年代への来館アプローチをどのようにするかが課題である。
- ・豊田市内からの来館者が約半数、豊田市を含め愛知県内からの来館者が90%と非常に多い割合を占めている。一方、全体の約10%が県外からの来館者であり、HPやSNS、チラシを見ての来館が多かった。今後は、県外のポスター・チラシの送付先について、より効果的な場所への送付を検討したい。
- ・来館理由について、HPが多くの割合を占めているが、「その他」において、学校でポスターやチラシを見たという意見もあり、市内・近隣学校への宣伝方法について、今後も手法などを考えていく必要がある。
- ・展覧会の満足度は、5（良）→1（悪い）の評価順で、「4・5」が全体の93%を占めた。一方で、「1～3」の低い評価が7%程度あり、今後の展覧会を行う上で、価格設定や展示手法など、検討するべき意見もあった。

観覧者の推移（会期：53日間<内覧会含む>）





■成果指標

※評価（達成率）…S（目標値の110%以上）、A（標準、90%～110%）、B（70%～90%）、C（70%未満）

項目	目標	実績	達成率	評価	分析
1 観覧者数	25,000人	19,119人	76.4%	B	開館半年を迎え、国宝・重要文化財を中心に日本中の資料を一堂に会する機会とすることで、幅広い世代・地域の方をターゲットとした。結果として、目標の約8割となる19,119人の観覧者を得た。会期終盤は、1,000人／日を超える日もあり、平均は367人／日であった。
2 図録購入	1,000冊	1,620冊	162%	S	当初の販売予定数は1,000冊だったが、手に取りやすい表紙デザイン及び手に取りやすい価格設定により、売れ行きが好調で、観覧者総数に対する購買率は、8.5%であった。

②特別展「和食～日本の自然、人々の知恵～」

【総括】 豊田市博物館初の大型巡回展として開催した。本展は、国立科学博物館を皮切りに全国を巡回するもので、科学・歴史など様々な視点から和食を紹介する内容であり、総合博物館としての豊田市博物館の理念と合致するものであった。生物の標本から様々な歴史資料まで500点を超える和食に関わる資料や映像の展示を実施した。

本展の開催にあわせて、常設展示室で「とよたの郷土食」を展示し、全国的な内容が多い巡回展に対して豊田市ならではの視点を加えた。あわせて、豊田市学校給食協会やJAあいち豊田など、豊田市域の食に関わる団体との連携イベントを開催し、来館者が地域の食への興味関心を高める起点を設けることで地域全体での盛り上がりを目指した。

来場者数は、30,624人と目標の44,000人を下回る結果となった。また、名古屋市の本展規模の展覧会を開催する場合は通常80%程度の有料率であるが、想定有料率76.6%に対し、62.6%であり、他市と比較して減免対象者の幅が広い当市の場合は有料率が低調になる傾向が窺えた。

今後本展規模の展覧会で目標達成をしていくためには、名古屋市を中心とした市外からの来場者、減免対象外の来場者を獲得していく必要がある。

会期 令和7年1月18日（土）～4月6日（日） 69日間

会場 展示室1・2

観覧料 一般1,900円 高校・大学生1,400円 中学生以下 無料
※前売り及び20名以上の団体は200円割引

主催 豊田市博物館、中京テレビ放送、朝日新聞社

後援 文化庁、農林水産省、和食文化学会、和食文化国民会議

協賛 三和酒類

特別協力 国立科学博物館

協力 クックパッド

■観覧者数 30,624人（有料率62.6%）

■図録販売 1,778冊（購入率5.8%） 価格2,420円（税込）

関連事業

【ワークショップ第1弾】

- 麺文化研究家・なかじ氏とポケット麺を作ろう！

実施日：①1月18日（土）全2回
②1月19日（日）全2回

会場：セミナールーム

参加者：①26人、②47人

料金：1,500円

- おとうふ工房いしかわ 簡単おとうふづくり教室

実施日：①1月18日（土）全11回
②1月19日（日）全11回

会場：セミナールーム

参加者：①68人、②130人

料金：200円

【ワークショップ第2弾】

- おとうふ工房いしかわ 簡単！竹ざるお豆腐づくり体験教室

- ますづかみそ 超カンタンみそづくり体験！！

- たかあき食品 簡単こんにゃくづくり教室＆変わり種こんにゃく食べ比べ

- 塩づくり教室～世界に一つだけのマイソルトを作ろう！～

- ～まるでサラダのような、美味しいぬか漬けが！ぬか床つくり体験～

- ～まるでコンソメ？？ひしおの素でたまねぎ麺を作ろう～

実施日：3月15日（土）

会場：体験室、セミナールーム

【博物館主催ワークショップ】

- ちりめんじゅこから生き物を探してみよう 2月22日（土） 参加者：80人

- 端材から鍋敷きを作ってみよう 2月23日（日） 参加者：101人

- 粘土で和菓子を作ってみよう 3月9日（日） 参加者：223人

- 魚のうろこから年齢をしらべてみよう 3月22日（土） 参加者：63人

※会場：体験室、セミナールーム

【講演会】

- 「料理の起源から考える 和食文化と美の思想」

実施日：2月15日（土）

会場：豊田市民文化会館

講師：土井善晴（料理研究家）

参加者：392人

- 「乳和食ってなに ??～お米を軸に栄養バランスを工夫して健康長寿♪」

実施日：3月2日（日）

会場：セミナールーム

講師：中北薬品 栄養管理士 松原萌

参加者：32人

【マルシェ】

- 開幕記念マルシェ

実施日：①1月18日（土） 28出店

②1月29日（日） 35出店

- とよたの「食」スイーツマルシェ

実施日：3月16日（土）

主催：豊田プレミアムスイーツクラブ

来場者：1,807人

- 軽トラ市

実施日：3月29日（土）

主催：JAあいち豊田

来場者：1,034人

■コラボメニュー（カフェ mitsubachi）

ブイヨン出汁茶漬け

※出汁…和食のお茶漬けがフランスの出汁のブイヨンとコラボしました！出汁が違うとどんな和食になるのか是非ご賞味ください！



ブイヨン出汁茶漬け 自家製鶏ハム ブイヨン出汁茶漬け 梅干し ブイヨン出汁茶漬け 鮭 ブイヨン出汁茶漬け 明太子



豊田のお米の団子入りぜんざい
750円（税込）

※自家製の餡子を使ったぜんざいの中に、豊田市のお米を使った団子が入っています。

あんバターサンド
850円（税込）

※地元愛知県産豚の1品、あんバター。バランスがいい甘さの自家製豚とバターのマリアージュが最高です。

ポテト焼きソース
ポテトシングル 580円（税込）
ポテトダブル 990円（税込）

※世界的にも有名な和食のソース「テリヤキ」が期間限定で登場！ポテトによく絡む生姜香るソースに仕上げました。

■広報事業実績

- ・有料広告については、駅・電車内広告、新聞広告を行った。アンケート結果から、新聞・雑誌を見ての来館が11%。また、Instagram 上で頻回の更新を行い（期間中97回更新）、SNS を多く見る世代へのアプローチを試みた。結果として、全体の1割が SNS の閲覧を通しての来館となった。
- ・一方で、常設展のアンケート結果と同じく HP を見ての来館が約 2 割となっていることから、HP の内容については引き続き時宜を得た更新・発信を続けていく。

	媒体	媒体種別	タイトル	掲載日（放送日）	発行（放送）
1	テレビ	情報番組	カミング	令和6年10月11日～令和7年3月28日 計5回放送	中京テレビ
2	テレビ	情報番組	チケット！	令和6年10月30日～令和7年3月3日 計29回放送	中京テレビ
3	テレビ	天気予報番組	天気フィラー	令和7年2月13日～3月6日 計6回放送	中京テレビ
4	テレビ	情報番組	エブリバースの引力	令和6年10月11日	中京テレビ
5	テレビ	ニュース	あさドレ♪	令和7年1月17日	中京テレビ
6	テレビ	ニュース	和食展開幕	令和7年1月17日	中京テレビ
7	テレビ	ミニ番組	和食展・知るほどおいしい和食の世界	令和7年2月7日～2月28日 計4回 ※ロキポでも無料配信	中京テレビ
8	テレビ	ニュース	じもサタ	令和7年2月8日	ひまわりネットワーク
9	テレビ	CM		令和6年10～令和7年3月 計169本	

10	新聞	テレビ欄	展覧会開催告知	令和7年1月18日	中日新聞
11	新聞	テレビ欄	前売り券販売告知	令和7年1月16日	朝日新聞
12	新聞	テレビ欄	好評開催中	令和7年2月28日	朝日新聞
13	雑誌	フリーマガジン	ch FILES	令和7年1月20日 5万部配布	
14	交通広告	ポスター	地下鉄64駅に設置	令和6年12月2日～8日、令和7年1月13日～19日	名古屋市営地下鉄
15	交通広告	懸垂幕	金山駅連絡通路	令和7年1月	JR
16	交通広告	ポスター	名鉄神宮前駅	令和6年12月23日～令和7年1月5日	名鉄
17	交通広告	ポスター	近鉄伊勢市駅	令和6年12月23日～令和7年1月5日	近鉄
18	交通広告	ポスター	名鉄豊田市駅	令和7年2月17日～3月2日	名鉄
19	コンビニ	店内広告	吊り下げPOP	令和6年10月1日～31日 令和7年1月1日～31日 令和7年2月17日～3月2日	セブンイレブン
20	コンビニ	店内広告	インフォメーションボード	令和6年11月12日～25日	ファミリーマート
21	コンビニ	店内広告	店内放送	令和6年11月12日～18日	ローソン
22	コンビニ	店内広告	店内ポスター	令和6年12月1日～15日、 令和7年1月14日～20日	ローソン
23	WEB	WEB広告	インスタグラム	令和6年12月9日～22日、 令和7年1月6日～31日	
24	WEB	WEB広告	GDN	令和6年12月9日～22日、 令和7年1月6日～31日	
25	WEB	WEB広告	@press	令和7年1月6日	

(参考) ポスター・チラシ送付先

全国の博物館等 303件（ギャラリー、大学等を含む）

市内公共施設 257件（市内小中学校・交流館・支所含む）

その他 73件

■来館者アンケート

調査日：1月18日（土）～4月6日（日）

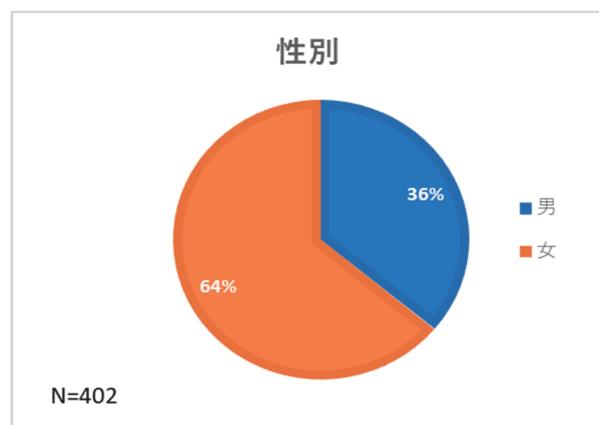
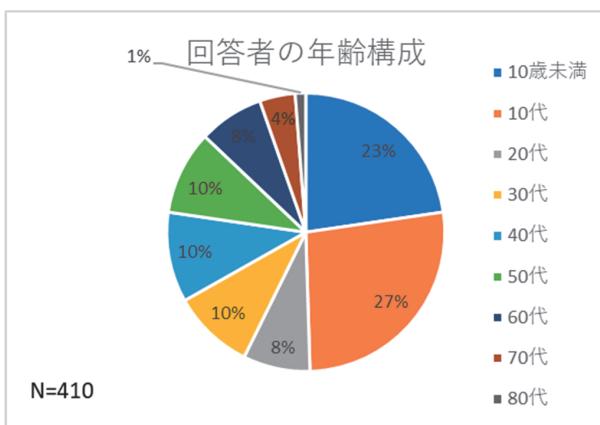
調査方法：展示室2前に紙アンケート記載机を設置し、自由記入

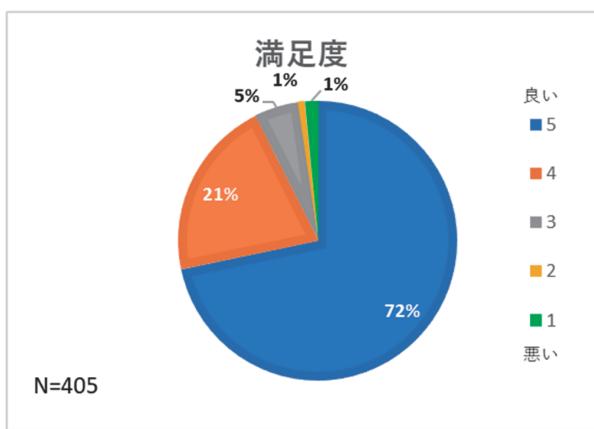
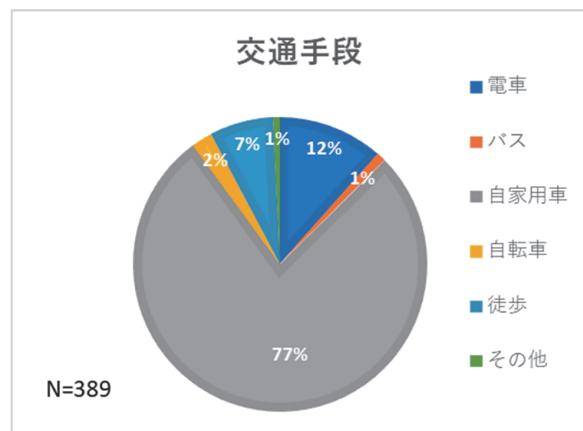
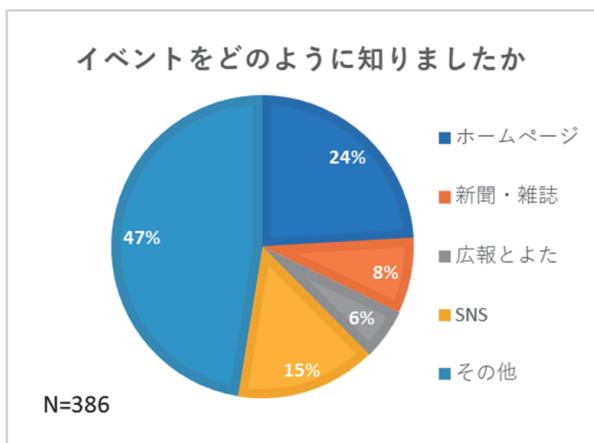
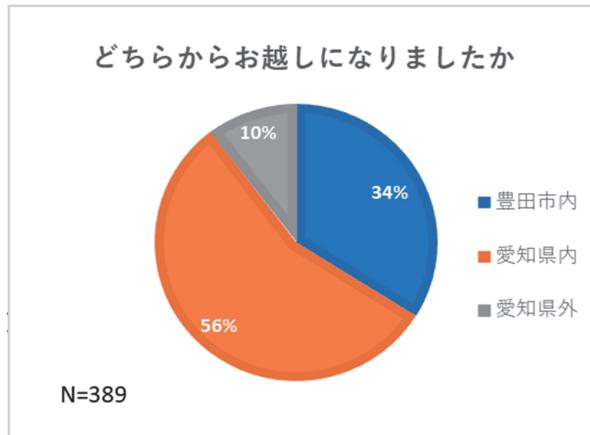
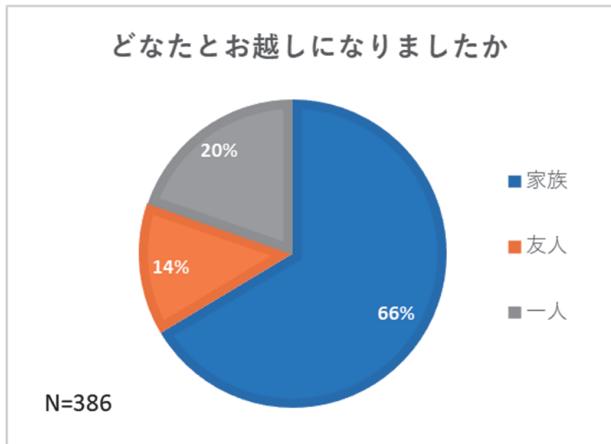
集計枚数：410枚

【アンケート結果より】

- 回答者の年齢構成に注目すると、10代以下が50%と半数を占めており、20代～50代までがそれぞれ10%であった。また、来館者の構成を見ると、66%が家族と来たという回答であった。これらのことから、本展は子どもおよびその親世代の来場が多くかったと考えられる。
- 市内・市外比は、豊田市内36%、市外64%と市外からの来館者が多かった。常設展示室では、市内・市外比は同等またはやや市内者が多い傾向があることから、本展のような大型巡回展では市外者の来館が多くなる傾向がうかがえた。
- 本展を知ったきっかけとしては、その他を除くと24%がホームページ、次いでSNSが15%と多く、インターネット経由での周知に効果があったと考えられた。なお、その他が47%を占めていたが、口コミや駅でのポスター表示などあげられる。
- 5段階評価による満足度の結果から、5ないし4と回答した来館者は93%であり、内容に関する満足度は非常に高いと評価できる。

◆集計結果（グラフ）





■成果指標

※評価（達成率）…S（目標値の101%以上）、A（標準、90%～100%）、B（70%～89%）、C（70%未満）

項目	目標	実績	達成率	評価	分析
1 観覧者数	44,000人	30,624人	70%	B	当初の想定入場料と、実行委員会の負担金との損益計算で目標人数を44,000人と設定した。三河地区の博物館ではこれまであまり無い入場料設定と開館初年度で当館の認知度の低さが影響したと考えられ、目標人数を下回った。しかし、中京テレビの番組やCM、新聞等各種の広告露出により、豊田市博物館の存在の認知効果はあったと考えられる。
2 図録販売	1,500冊	1,778冊	118.5%	S	当初の販売予定数は1,500冊だったが、馴染みやすいデザイン・日々の生活にも生かせる内容等により好評を博し、追加発注を行った。
3 来館者の年齢構成	子どもやファミリー層からの支持	10歳未満～10代が半数 家族での来館が約7割	—	A	メインターゲットとした子どもやファミリー層へのリーチがあり、家族でのお出かけ先としての博物館の定着に寄与できたと考えられる。

10 教育普及

(1) 博物館学習

子どもたちが、博物館の展示室や自然・生活体験ゾーン、市内の見学地で「観察したこと、触れたこと、感じたこと」を自由につなげて考え、新しい何かを見つけ、導き出すことを目的としている。主体的・対話的で深い学びや「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育と連携している。

①博物館学習 実績合計

延べ 335校 延べ 24,451人 ※ A + B + C + D

<内訳>

A アクティブ・ラーニングツアー

延べ 125校 延べ 8,432人

B 博物館・現地見学

延べ 128校 延べ 6,239人

C 出前授業

延べ 4校 延べ782人

D 資料貸出

延べ 78校 延べ8,998人

※博物館学習以外における学校等との関わり

- ・市内小中学校 教職員研修（現職教育）の実施 70人
- ・豊田市教育研究会（社会部会）社会科主任者会の実施 115人
- ・豊田市教育センター 第8回初任者研修校外研修 88人
- ・愛知地区教育研究会 社会部会 90人
- ・高等学校地歴科初任者研修会 13人
- ・愛知県社会科教育研究協議会 22人

②アクティブ・ラーニングツアーの事後アンケート

《教員》

●満足度

- ・満足88% ・やや満足12%

●子どもへの教育効果が高いと感じたところ

- ・各学校の実態にあわせて、実物や本物を活用する学習プログラムを構成し実践できたこと。
- ・児童生徒の疑問に対して、学芸員から専門的なお話を聞くことができたこと。
- ・美術館での学習を併せて実施できること。
- ・博物館での学習が、あわせて学校での学びにもつながっていること。

《児童生徒》

●博物館で学習をして、学習課題は解決できたか。

- ・すごく解決できた50% ・少し解決できた45%

- ・あまり解決できなかった 4% 　・解決できなかった 1%
- 博物館で学習をして、もっと調べたいことは出てきたか。
 - ・たくさん出てきた33% 　・少し出てきた53% 　・とくにない14%
- 自由記述より
 - ・博物館学習での展示見学や学習プログラムを通して、豊田の歴史や自然、産業に関する様々なことを学ぶことができた。
 - ・本物・実物を活用することで、五感を使った学びを実現でき、教科書やタブレットでは分からぬことにも気づくことができた。
 - ・郷土の魅力を再発見する機会となり、郷土愛を育むことができた。
 - ・新しい疑問を発見し、また博物館で学びたいという思いを高めた。
 - ・博物館で学んで考えが変わった、自分事として考えるようになった。
 - ・はじめて訪れた子ども達が、博物館や美術館のおもしろさを知る機会になった。
 - ・博物館で学んだことをきっかけに現地を訪れたいという思いを高めた。
 - ・関心の高さや、学習の好き嫌いに関わらず、多くの子が楽しく学び、興味関心を高めた。

(2) 地域との活動

令和6年度の地域との活動については、①アウトリーチ（出前講座や出張展示、イベント出展、見学ツアー）、②博物館における市内の観光・イベント情報等の発信、③地域間の施設との連携 以上3点について記載する。

①アウトリーチ

- ・調べる・伝える学習応援講座（豊田市中央図書館 7月28日社会科、7月29日理科）
- ・キャリア学習（豊田市立竜神中学校 11月18日）
- ・「古代・中世の高岡地区の領主」（前林・若林・若園交流館主催令和6年度高岡歴史めぐり第1回講座、於前林交流館、6月9日）
- ・「高岡地区若林の文化財を訪ねる」（前林・若林・若園交流館主催令和6年度高岡歴史めぐり第5回講座、於若林交流館ほか、10月13日）
- ・中馬のおひなさん（足助中馬館 2月7日～3月12日）

②博物館における市内の観光・イベント情報等の発信

- ・情報発信コーナー

博物館2階図書コーナーの一角にある「情報コーナー」で、市内の観光情報や地域の魅力発信に関わるチラシやリーフレットなどを配布した。

③地域の施設との連携

- ・豊田市民芸館との展覧会による連携

特別展「和食」（令和7年1月18日～4月6日）の開催にあたり、豊田市民芸館では、連携して展覧会「おいしい民窯」（令和7年1月11日～5月25日）を開催し、3,453人（令和6年度会期分）が観覧した。

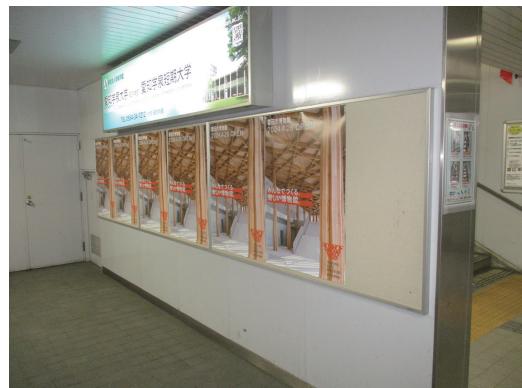
・とよたのミュージアムなぞ解きラリー（令和6年7月20日～9月23日）

文化財課が主催する上記の事業について、連携して取り組んだ。美術館、博物館、民芸館、民芸の森、旧松本家長屋門、松平郷館、棒の手会館、喜楽亭、歌舞伎伝承館、旧鈴木家住宅の市内計10館を巡るスタンプラリーであり、1,032人が参加した。

11 広報

(1) ポスター掲示

開館に向けた機運醸成のために、開館PRポスターを作成し、市内各所に送付したほか、名古屋鉄道株式会社豊田市駅・愛知環状鉄道株式会社新豊田駅への掲出、名古屋鉄道株式会社金山総合駅懸垂幕に使用、名古屋鉄道株式会社名古屋駅・中部国際空港駅のデジタルサイネージへ掲載をした。



愛知環状鉄道 新豊田駅の博物館開館告知
ポスター掲示

(2) 新聞・テレビ・ラジオ

新聞	掲載実績95件
テレビ	放映実績19件
ラジオ	放送実績 4 件

(3) 雑誌

雑誌	掲載実績26件
フリーペーパー	掲載実績17件
社内報等その他発行物	掲載実績 2 件

(4) ホームページ・SNS

月	ホームページ アクセス数(回)	インスタグラム	
		投稿数(件)	フォロワー数(人)
4月	132,666	51	1,802
5月	227,819	65	2,100
6月	133,902	65	2,207
7月	137,181	48	2,207
8月	152,634	36	2,405
9月	122,190	30	2,450
10月	123,856	48	2,517
11月	126,503	35	2,844
12月	90,562	37	2,952
1月	178,053	54	3,029
2月	143,436	87	3,445
3月	158,170	85	3,618

※月間フォロワー数は、各月の1日時点のもの

12 評価

博物館の運営に関する評価は、博物館法第9条における「博物館は、当該博物館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」の条文に基づき実施される。文化庁によるガイドラインでは、「評価の継続性」「目標・評価項目および評価指標の設定」「評価指標の達成状況の明示」「今後の改善策」が必要条件として挙げられており、いわゆる「来館者アンケート結果」や「事業実績報告」とは明確に区別すべきものされている（平成20年度　博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書）。

本章における評価は、前章までの各個別の事業実績やアンケート調査とは別の、令和6年度における豊田市博物館について、総体としてのあり方を評価した。

(1) 自己点検による評定の傾向

今回の評価の基準については、国内の博物館で最も一般的に導入されている、公益財団法人日本博物館協会による博物館自己点検システムを用いる。自己点検に際しては、以下の領域について実施した。

- ①「館長・館の経営責任」(全15項目)、②「利用者・市民・地域との関係」(全14項目)、
③「展示」(全15項目)、④「教育普及」(全14項目)、⑤「学芸員・一般職員」(全10項目)、
⑥「調査研究」(全9項目)、⑦「資料・コレクション」(全16項目)、⑧「施設・アメニティー」(全17項目)。以上、8領域・110項目となる。

自己点検による評価は、以下の表に記載した。設問および判断の根拠を上下にまとめ、その右「館」列に、その判断を示した。「1」は是（要件を満たす）、「0」は非（要件を満たさない）と採点した。自己点検のスコア合計点は110満点中79点（平均0.71ポイント）となる。

このうち、0.8ポイント以上となるものは、「展示」「施設・アメニティー」であり、0.6ポイント未満となるものは、「調査・研究」「資料・コレクション」となる。

(2) 自己点検の評価

5ポイント以上となった「展示」「施設・アメニティー」については、元々の設計・整備内容や本市の公共施設としての基本的なルールに基づくところが大きい。ただし、「展示」については、昨年度実施した常設展に関するアンケートでも、「参加型」「体験型」による展示手法や、展示空間の構成、展示更新について評価いただいている点からも、自己点検としての評価と成果が関連していると考える。

また、「展示」と関わる展覧会事業については、令和6年4月の開館から9月まで、展示室の枯らし期間を確保するため開催し得なかったものの、年度下半期となる10月から「旅するジョウモンさん」、1月から特別展「和食」を開催できた。「旅するジョウモンさん」については、評価指標ともなっている図録が完売となっただけでなく、「ジョウモン不動産」や「それ、ジョウモンだから」などの参加型展示が大変好評であり、実施しているかどう

かのみならず、一定の支持を得たものと考える。「特別展 和食」についても、評価項目は異なるものの、マルシェやワークショップなどのイベント開催に伴う連携で、利用者・市民・地域との関係性をより深めた。巡回展など大型展覧会を誘致し、地域としてどのように活かしていくかという点で、意義のある取組であったと考えている。

令和7年度以降の展覧会計画については、4回／年度の頻度での開催を想定している。展覧会は、常設展とともに、資料収蔵、調査研究などの基礎的な活動成果を目に見える形で発現させる主要な手段である。「集め、保存する」「調べる」とこと、展示・展覧会として「可視化する」ことの関係性は、博物館活動の本質的な意義を問う上で極めて重要であることは言うまでもない。そういう点において、「展示」と比べ、基礎的な活動である「調査・研究」「資料・コレクション」のスコアが、相対的に低いことは注視すべきであろう。開館間もない時期であり、人的体制や業務環境が十分整っていないことは否めないものの、館の使命である「地域のあゆみをうけつぎ、その魅力をさぐり、豊田市の人と未来をつくる」ことを実現する上でも、一層の努力を促す分野として注視しておきたい。

(3) まとめ

博物館評価の目的と意義は、「組織的・継続的に改善する体制づくり」「課題や成果の共有」「関係者に対する説明責任」とされる（平成20年度 博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書）。そういう意味で言えば、自己点検評価システムの設問が示す網羅性と対照した場合、当館では、積極的に取り組めている点と、取り組めていない点が存在した。今後、自己点検と外部評価を継続して実施し、課題を認識・改善しながら、豊田市博物館の使命を果たしていきたい。

<館長・館の経営責任>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
A01：館と設置者の間の連絡調整を定期的に行っている。 設置者（豊田市）が館運営者であり、部局内・部局間の連絡調整は十分できており、館内業務委託事業者とは定期的に連絡調整会議を実施している。	1
A02：館の使命（設置目的や基本理念）をわかりやすい言葉で明文化している。 設置目的「地域のあゆみをうけつぎ、その魅力をさぐり、豊田市の人と未来をつくる」 基本理念「みんなでつくりつづける博物館」として明文化している。	1
A03：館の使命（設置目的や基本理念）を来館者用リーフレット、ホームページ、広報誌などに掲載している。 ホームページ・要覧には掲載しているが、来館者用リーフレットには掲載できないない。	0
A04：館長の身分は、常勤である。 館長の身分は、3年以上の継続を前提とした会計年度任用職員（週4日）であり、常勤に準じている。	1
A05：館長は、人事（上申権の場合も含む）・財務・事業など、館の経営全般にわたる権限を有している。 博物館の運営方針、資料の収集・保存、調査・研究、展覧会開催、普及啓発活動など学芸活動全般を指導、統括し、学芸員の人材育成に努める。	1
A06：館の事業や業務に関して、意思決定のための会議を定期的に開いている。 職長会（回／週）・全体会（回／月）で意思決定を行っている。	1
A07：館として中長期的な経営目標（設置者が認知・了解しているもの）を定めている。 短期的（単年度）な経営目標を定めているに留まる。	0
A08：経営目標を達成するために年度毎の経営計画を立てている。 短期的（単年度）な経営計画を立てているに留まる。	0
A09：事業面、管理運営面など全般にわたる自己評価を実施している。 令和6年度事業実績から毎年度自己評価を実施していく。	1
A10：事業面、管理運営面など全般にわたる外部評価を実施している。 令和6年度事業実績から毎年度外部評価を実施していく。	1
A11：中長期の財務計画を策定している。 短期的（単年度）の財務計画を立てているに留まる。	0
A12：自己収入額、自己収入比率の少なくともどちらか一方について目標を設定している。 展覧会事業について自己収入比率（有料観覧者率）の目標を有し、ワークショップなどの参加費は、受益者負担として目標を設定している。	1
A13：館の活動に関する法令・条約・倫理規程をすぐに参照できるところに置いている。 館事務所内で確認できる。	1
A14：年報、要覧やインターネットを通して、事業実績や目標の達成状況、財務など、館の運営状況を公開している。 令和6年度事業実績から市及び館ホームページ等で公開していく。	1
A15：職員の志気を向上させるために、目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などの仕組みを設けている。 市全体の制度である重点目標・人事考課・改善提案とともに、将来の展覧会計画等については所属内コンペを実施している。	1
	11
	15
	0.73

<利用者・市民・地域との関係>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
B01：館として、広報宣伝計画を策定している。 広報宣伝計画を策定していない。	0
B02：館のホームページを開設し、掲載内容を適時・適切に更新できる体制をとっている。 館のホームページを有し、館内で迅速に更新している。	1
B03：館の広報誌（ニュース・レターなど）を発行している。 紙面については「こどもはくぶつかんだより」のみであり、幅広い世代にはホームページやSNSでの対応に留まる。	0
B04：来館者の実態や来館者数の動向を把握するための調査を実施している。 展覧会やワークショップなど企画に応じて調査を実施している。	1
B05：来館者数に目標を立てている。 観覧者数・施設利用者数の目標を有している。	1
B06：館の利用実態や動向、利用のニーズを知るために、館利用に関するアンケートやモニター調査を実施している。 展覧会やワークショップなど企画に応じてアンケート調査を実施している。	1
B07：高齢者に対する配慮として、入館料の割引（無料を含む）を実施している。 市内在住の70歳以上は無料である。	1
B08：障害者に対する配慮として、入館料の割引（無料を含む）を実施している。 障害者及び介添者1名は無料である。	1
B09：「友の会」を設置している。 友の会（ファン層）は豊田市民全体と考えており、市ホームページやSNS等で情報発信を行っているため「友の会」は設置していない。	0
B10：「ボランティア制度」を導入している。 「とよはくパートナー」は無報酬の博物館活動者である。	1
B11：サークル、NPOなどと関わるなかで、市民が館の事業に参画する機会を設けている。 「とよはくパートナー」には、個人の他、サークル・NPOなど団体も参画している。	1
B12：「博物館協議会」などを通じて市民に、館の運営に参画してもらっている。 市民に「豊田市博物館運営協議会」へ参画いただいている。	1
B13：地域と連携するための方針・計画を、館として策定している。 方針・計画は策定していない。	0
B14：地元の企業・団体（商工会、商工会議所など）と協賛・協力し、事業を実施している。 「とよはくパートナー」に、複数の企業・団体（102団体）が参画し、えんにち空間での展示やマルシェなどを連携して実施している。	1
	10
	14
	0.71

<展示>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
C01：展示方針を策定し、計画的に展示を行っている。 展覧会については将来3年度、常設展については当該年度について計画を策定している。	1
C02：常設展示は定期的に更新している。 令和6年度については、計3回の中規模の更新を実施した。	1
C03：アンケートを実施するなどして、観覧者の満足度を把握している。 展覧会・常設展についてアンケートを実施している。	1
C04：展示について、観覧者数の目標を設けている。 常設展・展覧会ともに観覧者数の目標を設けている。	1
C05：展示図録やガイドブックを作成・配布（販売）している。 常設展についてはインターネット上でガイドの販売を設けている。	0
C06：館の専門スタッフ（学芸員など）による展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的に実施している。 展覧会について、日時を定め展示の案内・解説を実施している。	0
C07：ボランティアによる展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的に実施している。 常設展について、とよた記憶トラベルによる展示の案内・解説を随時実施している。	0
C08：館内の案内表示を外国語で行ったり、外国語による案内パンフレットを作成したり、外国人向けの館内案内を行っている。 館内の案内表示は日英、案内パンフレットは日葡韓中英で対応している。	1
C09：特別展・企画展の図録を刊行している。 展覧会については展示図録を作成・販売している。	1
C10：参加体験型の展示を導入している。 常設展については「とよた記憶トラベル」「とよたたんきゅうラボ」、展覧会については「旅するジョウモンさん」展で導入している。	1
C11：展示室内に看護員や監視カメラを配置している。 常設展示室及び展示室1・2に監視カメラを配置し、開館時は監視員を配置している。	1
C12：展示品の点検を曜日や時間を決めて定期的に行っている。 展示品の点検は開館時に実施している。	1
C13：展示品の展示環境について温湿度や光量を管理している。 中央監視室での機器モニタリングによる温湿度管理と照度計を用いた光量管理を実施している。	1
C14：展示機器を定期的に点検するとともに、故障があった場合に迅速・適切に対応できる体制を整えている。 展示機器については、通年で点検および緊急対応を委託している。	1
C15：特別展・企画展などの記録・報告書を作成している。 展覧会の報告書を市ホームページ上で公開している	12 15 0.8

<教育普及>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
D01：教育普及活動を、策定した方針のもとに計画的に行っている。 博物館学習については博学連携委員会が策定した方針に基づき計画的に実施している。	1
D02：アンケートを実施するなどして、教育普及活動への参加者の満足度を把握している。 ワークショップについては参加者アンケートを実施している。	1
D03：教育普及活動について参加者数の目標を設けている。 参加者数の目標を設けていない。	0
D04：質問・相談・問い合わせの窓口を利用者に向けてはっきり示している。 博物館ホームページで「各種申請・お問い合わせ」の頁を設けている。	1
D05：来館しないでも質問・相談・問い合わせのできる体制（電話・ファックス、手紙、インターネットの活用など）を整えている。 電話・ファックス、手紙、インターネットにより随時受付・回答している。	1
D06：博物館の利用方法についての講座、学芸員の仕事を体験する講座、バックヤードツアーなど、館の利用を支援する教育普及活動を実施している。 実施できていない。	0
D07：来館者用の図書・情報コーナー（室）を設けている。 「図書コーナー」「みんなの研究室」を設置している。	1
D08：出張・移動活動（アウトリーチ活動）を行っている。 出前講座（交流館・図書館）や出張展示（中馬のおひなさま）を実施している。	1
D09：学校の利用に備えて、プログラムを準備したりスタッフを用意したりしている。 博学連携委員会による学習プログラムを基に、職員3人ととよはくパートナーを中心に対応している。	1
D10：団体利用の児童・生徒に対して、館としてオリエンテーションを行っている。 アクティブ・ラーニングツアーで来館する児童・生徒に対してオリエンテーションを行っている。	1
D11：学校の教員向けの利用説明会や研修会を行っている。 初任者研修会や豊田市教育研究会の研修会において利用に関する説明を行っている。	1
D12：博物館実習の実習生を受け入れている。 令和7年度より博物館実習を開始する。	0
D13：インターンシップの学生を受け入れている。 インターンシップの学生受け入れに関する実績は無い。	0
D14：教育普及活動に関して活動の記録を作成している。 教育普及活動に関する内部的な記録とともに、実績を市ホームページで公表している。	1
	10
	14
	0.71

<学芸員・一般職員>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
E01：常勤の学芸員が配置されている。 常勤の学芸員 6人が配置されている。	1
E02：学芸員を専門職として採用している。 学芸員の専門性を採用時に確認した上で採用している。	1
E03：学芸に関わる職員の採用にあたって学芸員資格を要件としている。 学芸員資格を要件としている。	1
E04：学芸員について、人事異動や人事交流を行っている。 学芸員の人数が限られるため、十分な人事異動・人事交流が行えていない。	0
E05：学芸員を幹部職員（館長、副館長、部課長）に登用している。 所属長（副館長）は学芸員から登用されている。	1
E06：他館や他機関が主催する研修に、学芸員を派遣・参加させている。 文化庁や東京文化財研究所、文化財虫菌害研究所等が主催する研修に学芸員を派遣・参加させている。	1
E07：学会の大会や他館・他機関主催の研究会に学芸員が参加することを、館の業務として認めている。 令和 6 年度については具体的な事例が無かった。	0
E08：展示や教育普及、調査研究、保存など学芸員の活動の成果を、館として、刊行物等で公開している。 学芸員の活動の成果について、SNSで公開している。	1
E09：学芸系の職員の他に常勤の職員が配置されている。 総務・施設管理業務について常勤の市職員を配置している。	1
E10：学芸系ではない職員を対象にした研修を、館として実施している。 展覧会については、開催前に実施している。	0
	7
	10
	0.7

<調査研究>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
F01：館として、調査研究の方針・計画を策定している。 調査研究の方針はあるが、計画を策定していない。	0
F02：調査研究のための予算措置を行っている。 各展覧会事業の旅費として調査研究費を予算措置している。	1
F03：館として専門誌・専門書を購入したり機材・器具を設備したり、調査研究を進めるための環境整備を行っている。 博物館に関わる専門誌や各分野の専門書を都度購入するとともに、調査機材・器具を設置している	1
F04：学芸系職員の勤務時間・職務内容について、調査研究の遂行のための配慮を加えている。 調査研究の遂行のための配慮を加えることはできていない。	0
F05：収集している資料と関連する学問分野について、調査研究に取り組んでいる。 収集資料の整理作業と並行して調査研究に取り組んでいる。	1
F06：資料の管理・修復・保存、展示・教育普及活動の理論や方法、博物館経営など、博物館学分野での調査研究に取り組んでいる。 博物館 I P M (総合的有害生物管理) や教育普及活動について、調査研究に必要な基礎的な情報を収集している。	1
F07：地域への貢献を視野に、館が所在する地域や地域の資料について、調査研究に取り組んでいる。 常設展の企画を進めることを中心として、地域の資料について調査研究に取り組んでいる。	1
F08：調査研究の経過・成果を紀要や報告書などで外部に公表している。 紀要や報告書は現在作成・公表していない。	0
F09：他館や他研究機関と共同研究を行っている。 共同研究は現在実施していない。	0
	5
	9
	0.55

<資料・コレクション>

設問（上段）・判断の根拠（下段）	館
G01：館として資料収集の方針を策定している。 条例で資料収集対象の概要を、内規で詳細を定めている。	1
G02：法令、条約、倫理規程などを遵守して資料収集するために、館としてガイドラインを策定している。 ガイドラインは策定していない。	0
G03：資料の出所・来歴の妥当性、真贋などの検討を外部の専門家を含めて行い、その助言を得て資料の購入・受入れを決定している。 収蔵の妥当性や資料の真贋については、館の学芸員が主体となって判断し、適宜、外部の専門家を含めて検討を行っている。	0
G04：収集した資料のうちの7割以上を資料台帳に登録している。 新規収蔵し整理中の対象以外は資料台帳に登録している。	1
G05：収蔵資料のうちの7割以上について資料情報を記録している。 新規収蔵し整理中の対象以外は資料台帳に登録している。	1
G06：収蔵資料のうちの7割以上の資料について所在を正確に確認できている。 1割未満の一部を除いて所在を正確に確認できている。	1
G07：未整理資料について整理の計画を立てている。 未整理資料の整理の計画は今後立てていく。	0
G08：温湿度・光量の管理が必要な資料のうちの半分以上の資料について、必要とされる管理を行っている。 半分以上の資料について、必要とされる管理を行っている。	1
G09：総合的有害生物管理（IPM）の考え方に基づき、日常的に虫菌害の予防措置をとっている。 IPM の考え方に基づきモニタリングを常時実施しており、異常が確認された際は原因究明や緊急対応に務めている。	1
G10：少なくとも主要な資料については、定期的に資料の状態に関する点検を行っている。 今後、館蔵資料のうち指定文化財について年次点検を実施していく。	0
G11：資料の修復を計画的あるいは必要に応じて行っている。 資料の修復は必要に応じて行っている。	1
G12：収蔵資料の7割以上を記載した資料目録を整備している。 登録資料を網羅した資料目録を整備している。	1
G13：資料目録を公開している。 資料目録の一部について公開している。	0
G14：資料目録の7割以上をデジタル化している。 資料目録の一割をデジタル化している。	0
G15：資料情報の追加・更新を、適宜、あるいは定期的に行っている。 資料情報の追加・更新は適宜実施している。	1
G16：資料の貸出しを認めると同時に、規定・手続きを整備している。 令和6年度に博物館へと資料移管を行い、現在、資料整理作業であるため資料貸出をしていない。	0
	9
	16
	0.56

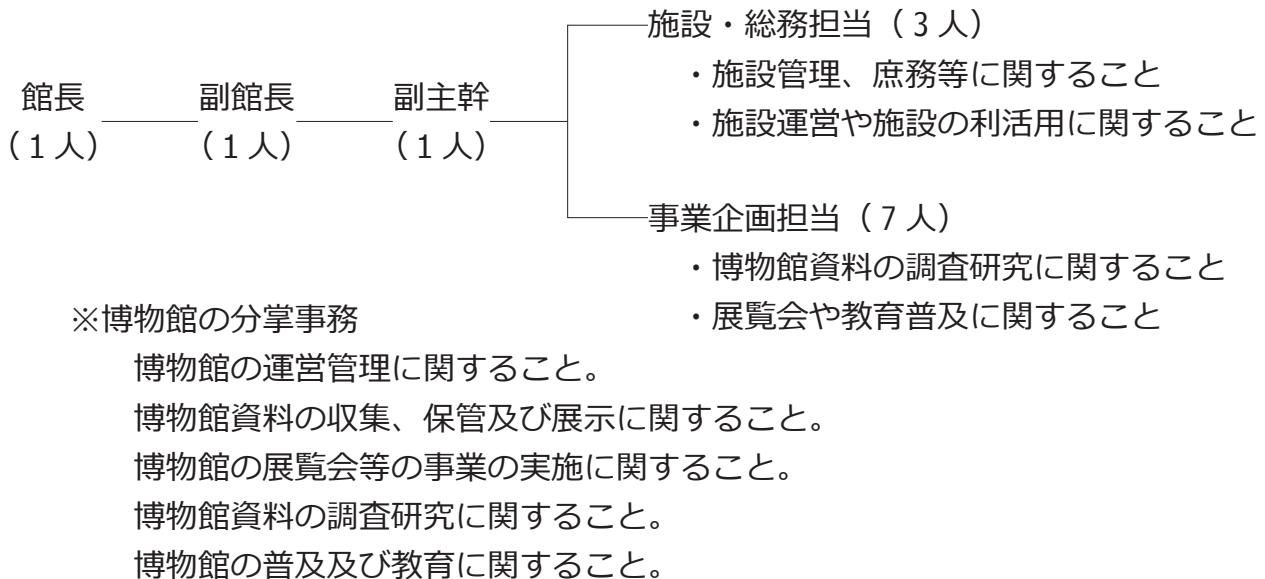
<施設・アメニティー>

設問（上段）・判断の根拠	館
H01：施設の維持・改善について中長期計画を策定している。 中長期計画を策定している。	1
H02：最低限、主要な建物については、耐震対策を行っている。 現在の耐震基準に即した耐震対策を行っている。	1
H03：展示室や収蔵庫など建物内の設備について、何らかの耐震対策を行っている。 耐震対策を行っている。	1
H04：危機管理マニュアルを整備している。 市の様式に準じた危機管理マニュアルを策定している。	1
H05：防災・防犯・救急・救命訓練を定期的に実施している。 防災および救急・究明訓練は実施しているが、防犯訓練は実施できていない。	0
H06：不慮の事故などに備えて保険に加入している。 博物館総合保険及び市庁舎に適応される市民総合賠償補償保険に加入している。	1
H07：バリアフリー化について、改善が必要な個所を把握するための自己点検を実施している。 来館者の声を踏まえながら今後自己点検を実施していく。	0
H08：案内表示に関して、できる個所から、または計画的に改善を行っている。 来館者の声を踏まえながら案内表示ができる箇所から改善を行っている。	1
H09：来館者の動線に関して目視調査などによって現状を把握し、必要な改善を行っている。 来館者数や観覧者動線を踏まえて、逐次改善を行っている。	1
H10：来館者用の駐車場を、一般来館者用、障害者用、ともに用意している。 一般来館者用の他に、障害者用と妊婦・高齢者用（思いやり駐車場）を用意している。	1
H11：休憩コーナーを設置している。 図書コーナーに隣接して休憩コーナーを設置している。	1
H12：喫茶コーナー・レストランを設置している。 カフェを設置している。	1
H13：展示図録やガイドブック、教材など、館の活動を、直接、案内・紹介する物品を販売している。 ショップにおいて展示図録等を販売している。	1
H14：館が開発したオリジナル商品を販売している。 ショップにおいて絵葉書・野帳等のオリジナル商品を販売している。	1
H15：利用実態に応じて開館時間を延長したり夜間開館を行ったり、開館時間の設定の見直しを行っている。 博物館学習について、一般観覧者との混乱を避けるため、児童生徒が通常開館時間より早く入館している。	1
H16：接遇のための職員研修（委託業者職員の研修を含む）を、必要に応じて、あるいは定期的に実施している。 職員研修を実施できていない。	1
H17：利用者からの苦情や要望への対応手順を定めている。 市のルールに即して対応している。	1
	15
	17
	0.88

【資料】(1) 組織体系

①博物館

※令和6年4月1日現在



②博物館運営協議会

博物館の取組む展覧会や普及啓発等の事業に関する事、施設の利用及び運営に関する事について協議した。

委員

氏名	区分 ※敬称略・50音順
北村 和宏	学識経験者（文化財保護審議会委員）
釘宮 順子	市民活動、家庭教育（フリースペース K）
黒澤 浩	学識経験者（南山大学）
西塔 隆	市民公募
柴田 みどり	学校教育（朝日小学校長）
新美 倫子	学識経験者（名古屋大学）
布垣 直昭	社会教育（トヨタ博物館）
平野 敬一	地域との連携（小坂自治区区長）
深谷 暢樹	市民公募

開催日 第1回 令和6年8月6日（火）

第2回 令和7年3月18日（火）

【資料】(2) 関係法規

豊田市博物館条例

令和5年6月30日

条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、豊田市博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 多様な自然環境と、その中で生きる人々が生み出してきた歴史、文化及びものづくり産業の歩みを物語る資料と記憶を、市民、地域及び企業とともに未来へつなげ、市への愛着の醸成及び地域の活性化に寄与するため、豊田市博物館（以下「博物館」という。）を豊田市小坂本町5丁目80番地に設置する。

(事業)

第3条 博物館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、産業及び自然科学に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (6) 博物館資料や博物館の利用に関し必要な説明、助言等を行うとともに、市民、地域、企業等と連携した事業を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置目的を達成するため、市長が必要と認めた事業

2 博物館は、他の博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、連携を図ることとする。

3 博物館は、学校教育を援助するため、小学校、中学校等の教育施設との連携を図ることとする。

(開館時間等)

第4条 博物館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

2 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当た

る日を除く。)

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 博物館資料の展示替えの作業を行う日として市長があらかじめ定める日

3 第1項の規定にかかわらず、博物館資料の展示会場へ入場できる時間（次項において「入場時間」という。）は、午前10時から午後5時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間、休館日及び入場時間を変更することができる。

（観覧料）

第5条 博物館が主催して展示する博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を観覧日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日後において観覧料を納付することができる。

(1) 法第232条の6第1項の規定による公金振替の方法により納付がなされる場合

(2) その他市長が必要と認めた場合

3 前項の規定による納付は、市長が指定する日までになされなければならない。

（利用の許可）

第6条 別表第2に掲げる施設（以下単に「施設」という。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のため、博物館資料の撮影、模写、模造、熟観等（以下「博物館資料の利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、博物館又は博物館資料の管理上必要があると認めたときは、前2項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第7条 市長は、施設の利用又は博物館資料の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 博物館の設置目的に反すると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設又は施設に設置された設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設又は博物館資料の管理上支障があると認められるとき。

（利用変更の許可）

第8条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者（この条の規定による許可を受けた者を含む。以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると認めたときは、その許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可に付された条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等によって利用者に損害が生じた場合においては、市は、その責めを負わないものとする。
- (利用の取りやめ)
- 第10条 利用者は、第6条第1項若しくは第2項又は第8条の許可を受けた利用を取りやめるときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (使用料)
- 第11条 利用者（第6条第1項の許可を受けた者に限る。次項において同じ。）は、その許可を受けたときにおいて、別表第2に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- 2 利用者は、第8条の許可を受けた場合において、当該許可による使用料の額が変更前の許可に係る使用料の額よりも高いときは、その差額を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- (観覧料等の減免)
- 第12条 市長は、特別の事由があると認めたときは、市長が別に定める基準により、観覧料及び使用料を減免することができる。
- (観覧料等の不還付)
- 第13条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。
- (権利の譲渡等の禁止)
- 第14条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (設備の設置承認及び原状回復)
- 第15条 利用者は、その利用に際して特別の設備を設置しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 利用者は、前項の承認を受けて特別の設備を設置したときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 市は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。
- (入場の制限等)
- 第16条 市長は、博物館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めた者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。
- (損害賠償)
- 第17条 博物館の入場者及び利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(博物館運営協議会)

第18条 博物館法第25条の規定により、博物館に豊田市博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民、地域、企業等との連携に資する活動を行う者
 - (6) 公募による市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月26日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 別表第1の規定（年間観覧料及び3館共通年間観覧料に係る部分に限る。）公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日
(令和6年3月規則第2号で、同6年10月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

豊田市博物館観覧料

区分	観覧料（円） (1人1回につき)		年間観覧料 (1人につき)	3館共通年間観覧料 (1人につき)
	個人	20人以上の団体		
常設展示	市内在住者又は中学生以下の者	無料	無料	6,000円以内で市長が定める額 10,000円以内で市長が定める額
	大学生又は高校生	200	150	
	一般	300	250	
企画展示	高校生以上の者	3,000円以内でその都度市長が定める額		
	中学生以下の者	無料		

備考

- 1 「大学生又は高校生」とは、市内在住者以外の大学、短期大学、高等学校、高等専門学校若しくは専修学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「一般」とは、市内在住者、大学生又は高校生及び中学生以下の者を除く者をいう。
- 3 「年間観覧料」とは、当該観覧料を納付した日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく観覧することができることとなる観覧料をいう。
- 4 前項に規定する期間に博物館を臨時に1月以上連続して休館する期間がかかる場合は、同項中「1年」とあるのは、「博物館を臨時に1月以上連続して休館する期間の月数（当該期間に1月末満の端数がある場合は、これを1月に切り上げるものとする。）を1年に加算した期間」とする。
- 5 「3館共通年間観覧料」の3館とは、博物館、豊田市美術館条例（平成7年条例第1号）に定める豊田市美術館及び豊田市民芸館施設条例（令和5年条例第51号）に定める豊田市民芸館をいう。

別表第2（第6条、第11条関係）

豊田市博物館使用料

1 セミナールーム使用料

区分	使用料（円）	
	10：00～13：00	13：30～17：30
セミナールームA、セミナールームB及び セミナールームC	3,000	4,000

備考

- 1 全日を通して利用する場合の使用料は、各利用時間区分の使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の使用料は、当該利用時間区分の使用料の3倍の額とする。

2 えんにち空間使用料

区分	1日当たりの使用料（円）
1区画	400

備考

- 1 1区画は、12m²とする。
- 2 利用者は、同時に3区画まで利用できるものとする。

豊田市文化財施設条例

昭和53年3月31日
条例第3号

改正 昭和55年3月28日条例第13号
昭和56年3月31日条例第16号
昭和57年3月26日条例第14号
昭和58年3月29日条例第16号
昭和60年3月29日条例第25号
昭和61年9月20日条例第45号
平成元年3月27日条例第26号
平成4年7月1日条例第22号
平成4年12月28日条例第48号
平成8年12月24日条例第39号
平成11年3月29日条例第5号
平成12年12月22日条例第66号
平成15年3月28日条例第12号
平成16年12月27日条例第92号
平成17年9月30日条例第101号
平成18年12月27日条例第93号
平成20年9月30日条例第54号
平成22年12月24日条例第66号
平成24年3月30日条例第15号
平成25年10月2日条例第44号
平成27年12月25日条例第60号
平成28年9月28日条例第52号
平成30年3月26日条例第13号
令和元年12月24日条例第57号
令和4年6月30日条例第37号
令和5年3月20日条例第26号
令和5年6月30日条例第57号
令和5年9月29日条例第67号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊田市文化財施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 郷土の歴史的、民俗的又は文化的所産である建造物、美術工芸品、資料その他の文化財の保存、公開展示、市民の利用等を適切に行うことにより、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、豊田市文化財施設（以下「文化財施設」という。）を置く。

2 文化財施設の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(管理)

第3条 文化財施設のうち豊田市歌舞伎伝承館、喜楽亭、城跡公園足助城及び豊田市棒の手会館（以下「指定管理施設」という。）の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

(利用時間及び休館日)

第4条 指定管理施設の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設名	利用時間	休館日
豊田市歌舞伎伝承館	午前9時から午後5時まで。ただし、農村歌舞伎（本市において伝承されてきたものに限る。以下同じ。）の練習に利用する場合にあっては、午前9時から午後9時までとする。	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）及び12月28日から翌年1月4日まで
喜楽亭	午前9時から午後5時まで	月曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日まで
城跡公園足助城	午前9時から午後4時30分まで	木曜日（4月29日から5月5日まで及び11月1日から同月30日までの日を除く。）（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び12月25日から翌年1月5日まで
豊田市棒の手会館	午前9時から午後5時まで。ただし、学習室及び特別展示室にあっては、午前9時から午後9時までとする。	月曜日（休日に当たる日を除く。）及び12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に利用時間又は休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 文化財施設のうち、豊田市歌舞伎伝承館及び別表第2から別表第4までに掲げる施設を利用しようとする者は、市長（指定管理施設においては指定管理者とする。第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 前条の規定により別表第2に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、同表に定める区分により使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事情があると認めたときは、市長が別に定める基準により、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第7条 第5条の規定により別表第3及び別表第4に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者

が市長の承認を得て定める。

- 3 指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内において利用料金を変更することができる。
- 4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めたときは、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。
(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化財施設の利用を制限することができる。

- (1) 次に掲げる施設について、当該区分に応じそれぞれに定める利用目的以外の目的で利用し、又は利用しようとする場合

ア 豊田市歌舞伎伝承館 農村歌舞伎の伝承

イ 別表第2及び別表第3に掲げる施設 これらの表に定める利用目的

- (2) 建物、展示物、附帯設備等に損傷を与えるおそれがあると認めた場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めた場合

- (4) その他管理上支障があると認めた場合

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により建物、展示物、附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当ないと認めたときは、この限りでない。

(審議会への諮問)

第10条 市長は、次に掲げる事項については、豊田市文化財保護審議会（豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）第33条に規定する審議会をいう。）の意見を聴くことができる。

- (1) 文化財施設の管理運営
 - (2) 文化財の保存及び展示に関する計画
 - (3) 文化財に関する普及啓発活動
 - (4) その他文化財施設に関する重要事項
- (指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指定管理施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務
- (委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 豊田市郷土資料館の設置および管理に関する条例（昭和41年条例第31号）は廃止する。
(昭和55年条例第13号～平成元年条例第26号の改正附則 省略)

附 則（平成4年7月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月28日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の利用について許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の豊田市文化財施設条例に定める額の使用料を徴収する。

附 則（平成8年12月24日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後の豊田市文化財施設条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の利用について許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

附 則（平成11年3月29日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第66号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後の豊田市文化財施設条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の利用について許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該

利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

附 則（平成15年3月28日条例第12号）

この条例は、平成15年6月1日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書の改正規定及び別表第2喜楽亭の項及び豊田市七州城址公園（隅櫓及び又日亭）の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第92号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第101号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用について改正前の豊田市文化財施設条例の規定により教育委員会がした指定管理施設についての許可その他の行為は、改正後の豊田市文化財施設条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
（豊田市文化財保護条例の一部改正）

- 3 豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年12月27日条例第93号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用について許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後の豊田市文化財施設条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の利用について許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

附 則（平成20年9月30日条例第54号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の豊田市棒の手会館の学習室及び特別展示室の利用について許可を受けた者からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前に

おいても当該利用に係る改正後の豊田市文化財施設条例（以下「新条例」という。）に定める額の使用料を徴収する。

（準備行為）

- 3 新条例の規定に基づく豊田市棒の手会館の学習室及び特別展示室の利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用について改正前の豊田市文化財施設条例の規定により納付された使用料は、改正後の豊田市文化財施設条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対して納付された利用料金とみなす。

附 則（平成25年10月2日条例第44号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第8条第3号の改正規定及び次項の規定 公布の日

（2）別表第3に備考を加える改正規定 平成28年1月1日

（経過措置）

- 2 平成28年1月1日前に同日以後の豊田市棒の手会館の特別展示室の利用について許可を受けた者からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る改正後の豊田市文化財施設条例に定める額の利用料金を徴収する。

附 則（平成28年9月28日条例第52号）

この条例中第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 11 この条例の施行前に附則第2項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づいて市長がした許可その他の行為とみなす。

附 則（令和4年6月30日条例第37号）

この条例中第9条第1項の改正規定、別表第1の改正規定（豊田市郷土資料館の項を削

る部分に限る。) 及び別表第5を削る改正規定は令和4年10月1日から、その他の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第26号）

この条例中別表第4に備考を加える改正規定は令和5年4月1日から、別表第1に1項を加える改正規定は同年8月4日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第57号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の豊田市文化財施設の利用について許可を受けた者からは、改正前の豊田市文化財施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の豊田市文化財施設条例に定める額の使用料又は利用料金を徴収する。

(豊田市文化財保護条例の一部改正)

- 3 豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年9月29日条例第67号）

この条例中別表第1の改正規定（豊田市旭郷土資料館の項及び豊田市足助資料館の項を削る部分に限る。）は令和6年4月1日から、その他の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

豊田市文化財施設

名称	位置
豊田市足助中馬館	豊田市足助町田町11番地
豊田市歌舞伎伝承館	豊田市永太郎町落681番地1
旧鈴木家住宅	豊田市足助町本町20番地
旧松本家長屋門	豊田市寺部町2丁目39番地15
喜楽亭	豊田市小坂本町1丁目25番地
豊田市古瀬間城址公園	豊田市志賀町城山521番地
豊田市七州城址公園	豊田市小坂本町8丁目22番地
城跡公園足助城	豊田市足助町須沢39番地2
豊田市曾根遺跡公園	豊田市森町3丁目5番地
豊田市棒の手会館	豊田市猿投町別所23番地1
松平郷館	豊田市松平町赤原13番地

別表第2（第5条、第6条、第8条関係）

豊田市文化財施設使用料

区分		利用目的	使用料（円）		
			午前（9:00～13:00）	午後（13:00～17:00）	夜間（17:00～21:00）
喜楽亭	和室1階	市民の文化行事その他これに類する行事	3,500	3,500	—
	和室2階		1,700	1,700	—
豊田市七州城址公園	又日亭		600	600	600
	隅櫓		500	500	500

備考

- 1 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が喜楽亭の和室1階又は和室2階を利用する場合の使用料は、当該利用時間区分の使用料の2倍の額とする。
- 2 団体（法人を除く。）が喜楽亭の和室1階又は和室2階を利用する場合の使用料は、当該団体の所在地が市外であるときは、当該利用時間区分の使用料の2倍の額とする。

別表第3（第5条、第7条、第8条関係）

豊田市棒の手会館利用料金

区分	利用目的	利用料金の限度額（円）		
		午前（9:00～13:00）	午後（13:00～17:00）	夜間（17:00～21:00）
学習室	市民の文化行事その他これに類する行事	600	600	600
特別展示室		1,500	1,500	1,500

備考

- 1 特別展示室の3分の1又は3分の2を利用する場合の利用料金は、それぞれ当該利用時間区分の利用料金の3分の1又は3分の2に相当する額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合の利用料金は、当該利用時間区分の利用料金の2倍の額とする。
- 3 団体（法人を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該団体の所在地が市外であるときは、当該利用時間区分の利用料金の2倍の額とする。

別表第4（第5条、第7条関係）

城跡公園足助城利用料金

区分	単位	利用料金の限度額（円）	20人以上の団体の割引
一般	1人1回	300	1割引
高校生	〃	100	〃

備考

- 1 「一般」とは、高校生及び中学生以下の者以外の者をいい、「高校生」とは、高等学校若しくは特別支援学校高等部に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合の利用料金は、無料とする。
(1) 市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあっては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者

- (2) 前号に掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）
- (3) 市外に在住する者で、市内の特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）
- (4) 前2号に掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの

豊田市博物館管理規則

令和5年8月4日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市博物館条例（令和5年条例第50号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、豊田市博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 市長は、条例第5条第1項の規定により観覧料を納付した者及び同条第2項の規定により観覧料を納付する者に対し、観覧券を交付するものとする。

(観覧券の提示)

第3条 前条の規定により観覧券の交付を受けた者は、博物館が主催して展示する博物館資料（条例第3条第1項第1号に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の展示会場へ入場する際に当該観覧券を入口の係員に提示しなければならない。

(利用の手続)

第4条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、豊田市博物館利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）博物館資料を利用する者の氏名及び住所

（2）利用する博物館資料の名称その他の博物館資料の特定に必要な情報

（3）博物館資料の利用目的

（4）博物館資料の利用日時

（5）その他市長が必要と認める事項

3 前項の場合において、利用しようとする博物館資料が寄託されたものであるときは、同項の申請書にその寄託を行った者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 条例第6条第1項又は第2項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1項又は第2項に規定する申請書その他必要な書面を別表第1に定める区分に従い同表に掲げる期間において提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

5 条例第6条第1項又は第2項の許可は、申請書の提出順序に従って行うものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは豊田市博物館利用許可書（様式第2号）を、許可をしないときは豊田市博物館利用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の許可をしたときは豊田市博物館資料利用許可書（様式第4号。以下豊田市博物館利用許可書と併せて「許可書」という。）を、許可をしないと

きは豊田市博物館資料利用不許可通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。
(利用変更の手続等)

第6条 条例第6条第1項又は第8条の許可（同条の許可にあっては、条例第6条第2項の許可に係る場合を除く。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第8条の規定による許可を受けようとするときは、豊田市博物館利用変更許可申請書（様式第6号）に許可書（同条の規定による利用変更の許可を受けている場合にあっては、次項に規定する変更許可書）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第8条の許可をしたときは豊田市博物館利用変更許可書（様式第7号。以下「変更許可書」という。）を、許可をしないときは豊田市博物館利用変更不許可通知書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。
- （利用の取りやめ）

第7条 条例第10条の規定による届出（条例第6条第1項の許可に係るものに限る。以下同じ。）は、豊田市博物館利用取りやめ届出書（様式第9号。以下「届出書」という。）により行わなければならない。

- 2 条例第10条の規定による届出は、届出書に許可書（条例第8条の規定により利用変更の許可を受けている場合にあっては、変更許可書）を添えて行わなければならない。
- 3 市長は、条例第10条の規定による届出があったときは、豊田市博物館利用取りやめ承認書（様式第10号）を利用者に通知するものとする。

（観覧料等の減免）

第8条 条例第12条の規定により観覧料及び使用料を減免することができる場合並びにその額は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 観覧料の全額

ア小学校、中学校若しくは市内に所在する高等学校又はこれらに準ずる学校の教育課程に基づく教育活動の一環として児童又は生徒の引率者が博物館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合

イ高等学校の教育課程に基づく教育活動の一環として高校生及びその引率者が博物館の常設展示を観覧しようとする場合

（2）次のいずれかに該当する者が当該要件に該当することを証明するものを係員に提示し、確認を受けて博物館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

ア市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあっては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者

イ市内に住所を有し、かつ、高等学校又はこれに準ずる学校に通学している者

ウ市内に所在する高等学校又はこれに準ずる学校に通学している者

（3）次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者及びその介添者（交付を受けている者1名につき1名までとする。）が当該手帳を係員に提示し、確認を受けて博物館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

ア身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
工厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳

(4) 市内に住所を有する者で市が実施する母子・父子家庭医療費の助成事業において当該母子・父子家庭医療費に係る受給者証の交付を受けているものが当該受給者証を係員に提示し、確認を受けて博物館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

(5) 博物館の企画展示を観覧しようとする者が併せて博物館の常設展示を観覧しようとする場合 常設展示の観覧料の全額

(6) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共に催す行事のために施設（条例第6条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）を利用する場合 使用料の全額

(7) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

2 前項第1号又は第7号の規定により観覧料の減免を受けようとする者はあらかじめ豊田市博物館観覧料減免申請書（様式第11号）を、同項第6号又は第7号の規定により使用料の減免を受けようとする者は第4条第1項に規定する申請書の提出に併せて豊田市博物館使用料減免申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める文書を交付するものとする。

(1) 観覧料の減免を承認する場合 豊田市博物館観覧料減免承認書（様式第13号）

(2) 観覧料の減免を不承認とする場合 豊田市博物館観覧料減免不承認通知書（様式第14号）

(3) 使用料の減免を承認する場合 豊田市博物館使用料減免承認書（様式第15号）

(4) 使用料の減免を不承認とする場合 豊田市博物館使用料減免不承認通知書（様式第16号）

（優待券等）

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、優待券又は招待券を発行することができる。

（観覧料等の還付）

第10条 条例第13条ただし書の規定による観覧料及び使用料の還付は、別表第2に定める基準により行うものとする。

（利用責任者）

第11条 利用者は、施設及び博物館資料の利用に係る規律を保持するため、あらかじめ利用責任者を定めなければならない。

（事前打合せ）

第12条 利用者は、事前に利用方法その他必要な事項について市長と打合せを行わなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(利用後の届出等)

第13条 利用者は、施設又は博物館資料の利用が終わったときは、直ちにその旨を申し出て、係員の点検を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けていない施設及びその附属設備並びに博物館資料の利用をしないこと。
- (2) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (3) 施設の利用に当たっては、入場者の安全確保の措置を講じ、及び入場者に次条各号に規定する行為をさせないこと。
- (4) 博物館資料の利用に当たっては、博物館資料の保存に悪影響を及ぼし、及び観覧者の観覧に支障を来す行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(入場者の禁止事項)

第15条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館及びその附属設備並びに博物館資料を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (2) 図書コーナーの図書、文献等の資料を所定の場所以外で閲覧すること。
- (3) 喫煙及び所定の場所以外で飲食すること。
- (4) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込むこと。
- (6) 許可を受けないで博物館内及び敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為をすること。
- (7) その他博物館の運営に支障を来す行為をすること。

(博物館運営協議会の会長)

第16条 条例第18条第1項に規定する運営協議会（以下単に「運営協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

(運営協議会の会議)

第17条 運営協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（条例第3条第1項第1号の電子的記録をいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもつて会議の議決に代えることができる。

2 この場合において、前条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「過半数が出席しなければ開くことができない」とあるのは「半数以上から書面又は電磁的記録による回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月26日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定に基づく利用の許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

利用申請期間

区分	期間
施設の利用	利用日の属する月の前2月から利用日までの間
博物館資料の利用	利用日の属する月の前6月から利用日の前7日までの間

別表第2（第10条関係）

還付の基準

1 観覧料

区分	還付率
災害その他観覧料を納付した者の責めに帰すことができない事由によって観覧ができなくなった場合（年間観覧料を納付して観覧する場合を除く。）	100%
その他市長が特別の事由があると認めた場合	その都度市長が定める還付率

2 使用料

区分	還付率
災害その他利用者の責めに帰すことができない事由により利用を取りやめる場合	100%
利用日前30日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	90%
利用日前20日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	60%
利用日前10日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	30%
その他市長が特別の事由があると認めた場合	その都度市長が定める還付率

様式第1号（その1）（第4条関係）

豊田市博物館利用許可申請書
(セミナールーム)

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日		
申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名		
住所 (〒 ー)		電話 () ー		
利用目的		<input type="checkbox"/> 営業、商業宣伝の場合 <input type="checkbox"/> 上記以外の場合		
利用区画 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画				
利用年月日 (曜日) 年 月 日 () 年 月 日 () 年 月 日 () 年 月 日 () 年 月 日 ()	利用時間区分 10:00~13:00 13:30~17:30			
使用料 円	減免額 (%) 円	差引納付額 円	納付期限 年 月 日	
減免事由 (豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号)				
減免 承認 · 不承認	許可の条件			
許可年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案者	受付者
許可番号 第 号				

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 利用目的の欄の□は、該当するものにレ印を付してください。
- 3 利用区画の欄は利用する区画の□にレ印を付し、利用時間区分の欄は利用する時間の欄に丸を付してください。

様式第1号（その2）（第4条関係）

豊田市博物館利用許可申請書
(えんにち空間)

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日		
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名		
住所（〒 一 ）		電話（ ） 一		
利用目的				
利用区画数 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3				
利用日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで				
使用料 円	減免額（ %） 円	差引納付額 円		
納付期限 年 月 日				
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号）				
減免 承認 · 不承認	許可の条件			
許可年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案者	受付者
許可番号 第 号				

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 利用区画数の欄は、利用する区画数の□にレ印を付してください。

様式第2号（その1）（第5条関係）

豊田市博物館利用許可書
(セミナールーム)

様

次のとおり許可します。つきましては、以下の使用料を納付期限までに納付してください。使用料の納付がない場合は、この許可を取り消します。

		申請日 年 月 日	
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名	
住所（〒　　—　　）		電話（　　）　—	
利用目的		<input type="checkbox"/> 営業、商業宣伝の場合 <input type="checkbox"/> 上記以外の場合	
利用区画 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画			
利用年月日（曜日）		利用時間区分	
		10：00～13：00	13：30～17：30
年 月 日（　）			
年 月 日（　）			
年 月 日（　）			
年 月 日（　）			
年 月 日（　）			
使用料 円	減免額（　%） 円	差引納付額 円	納付期限 年 月 日
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第　号）			
減免 承認　・　不承認	許可の条件		
許可年月日 年 月 日	豊田市長		
許可番号 第　　号			

印

注意事項

- 1 利用日前までに、必ず博物館係員と打合せを行ってください。
- 2 利用当日、利用責任者は、必ずこの許可書を携帯してください。
- 3 利用に当たっては、豊田市博物館条例及び豊田市博物館管理規則を守るとともに、係員の指示に従ってください。

様式第2号（その2）（第5条関係）

豊田市博物館利用許可書
(えんにち空間)

様

次のとおり許可します。つきましては、以下の使用料を納付期限までに納付してください。使用料の納付がない場合は、この許可を取り消します。

申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		申請日 年 月 日
住所 (〒)		電話 ()
利用目的		
利用区画数 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3		
利用日時 年 月 日 () 午前 · 午後 時 分 から 年 月 日 () 午前 · 午後 時 分 まで		
使用料 円	減免額 (%) 円	差引納付額 円
納付期限 年 月 日		
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号）		
減免 承認 · 不承認	許可の条件	
許可年月日 年 月 日	豊田市長	
許可番号 第 号	印	

注意事項

- 1 利用日前までに、必ず博物館係員と打合せを行ってください。
- 2 利用当日、利用責任者は、必ずこの許可書を携帯してください。
- 3 利用に当たっては、豊田市博物館条例及び豊田市博物館管理規則を守るとともに、係員の指示に従ってください。

様式第3号（第5条関係）

豊田市博物館利用不許可通知書

第
年
月
日

様

豊田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました豊田市博物館の利用については、下記の理由により許可できないので通知します。

記

1 申請者名

2 施設名

3 理由

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第4号（第5条関係）

豊田市博物館資料利用許可書

様

次のとおり許可します。

申請者名		申請日 年 月 日	
住所 (〒)		電話 ()	
資料名			
利用目的			
利用日時 年 月 日 () 午前 · 午後 時 分 から 年 月 日 () 午前 · 午後 時 分 まで			
許可の条件			
許可年月日 年 月 日		豊田市長	
許可番号 第 号		印	

注意事項

- 1 利用前までに、必ず博物館係員と打合せを行ってください。
- 2 利用当日、申請者は、必ずこの許可書を携帯してください。
- 3 利用に当たっては、豊田市博物館条例及び豊田市博物館管理規則を守るとともに、係員の指示に従ってください。

様式第5号（第5条関係）

豊田市博物館資料利用不許可通知書

第
年
月
日

様

豊田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました豊田市博物館資料の利用については、下記の理由により許可できないので通知します。

記

1 申請者名

2 資料名

3 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第6号（その1）（第6条関係）

豊田市博物館利用変更許可申請書
(セミナールーム)

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日	
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名	
住所（〒 　　　ー　　　　）		電話（　　　　） ー	
変更理由			
変更後の利用区画 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画			
変更後の利用年月日（曜日）		変更後の利用時間区分 10：00～13：00 13：30～17：30	
年 月 日（　　）			
年 月 日（　　）			
年 月 日（　　）			
年 月 日（　　）			
変更前使用料 円 (減免額　　円)	変更後使用料 円 (減免額　　円)	差額（ <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 還付） 円	納付期限 年 月 日
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 _____ (普通・当座) 名義人名 _____			
変更許可の条件			
変更許可年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案者
			受付者
変更許可番号 第　　号			

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 変更後の利用区画の欄は利用する区画の□にレ印を付し、変更後の利用時間区分の欄は利用する時間の欄に丸を付してください。

様式第6号（その2）（第6条関係）

豊田市博物館利用変更許可申請書
(えんにち空間)

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日		
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名		
住所（〒 一 ）		電話（ ） 一		
変更理由				
変更後の利用区画数 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3				
変更後の利用日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで				
変更前使用料 円 (減免額 円)	変更後使用料 円 (減免額 円)	差額（ <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 還付） 円	納付期限 年 月 日	
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 (普通・当座) _____ 名義人名 _____				
変更許可の条件				
変更許可年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案者	受付者
変更許可番号 第 号				

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 変更後の利用区画数の欄は、利用する区画数の□にレ印を付してください。

様式第7号（その1）（第6条関係）

豊田市博物館利用変更許可書
(セミナールーム)

様

次のとおり利用の変更を許可します。

つきましては、追加で発生した使用料がある場合、納付期限までに納付してください。
納付がない場合は、この許可を取り消します。

		申請日 年 月 日	
申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名	
住所 (〒 —————)		電話 (—————) —————	
変更理由			
変更後の利用区画 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画			
変更後の利用年月日(曜日)		変更後の利用時間区分	
		10:00~13:00	13:30~17:30
年 月 日 ()			
年 月 日 ()			
年 月 日 ()			
年 月 日 ()			
変更前使用料 円 (減免額 円)	変更後使用料 円 (減免額 円)	差額 (<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 還付) 円	納付期限 年 月 日
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 _____ (普通・当座) 名義人名 _____			
変更許可の条件			
変更許可年月日 年 月 日	豊田市長 印		
変更許可番号 第 号			

注意事項

- 1 利用日前までに、必ず博物館係員と打合せを行ってください。
- 2 利用当日、利用責任者は、必ずこの変更許可書を携帯してください。
- 3 利用に当たっては、豊田市博物館条例及び豊田市博物館管理規則を守るとともに、係員の指示に従ってください。

様式第7号（その2）（第6条関係）

豊田市博物館利用変更許可書
(えんにち空間)

様

次のとおり利用の変更を許可します。

つきましては、追加で発生した使用料がある場合、納付期限までに納付してください。
納付がない場合は、この許可を取り消します。

		申請日 年 月 日	
申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名	
住所(〒　　ー　　)		電話(　　)　　ー	
変更理由			
変更後の利用区画数 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			
変更後の利用日時 年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分　から 年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分　まで			
変更前使用料 円 (減免額　円)	変更後使用料 円 (減免額　円)	差額(□追加　□還付) 円	納付期限 年　月　日
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 _____ 名義人名 _____			
変更許可の条件			
変更許可年月日 年　月　日	豊田市長		
変更許可番号 第　　号	印		

注意事項

- 1 利用日前までに、必ず博物館係員と打合せを行ってください。
- 2 利用当日、利用責任者は、必ずこの変更許可書を携帯してください。
- 3 利用に当たっては、豊田市博物館条例及び豊田市博物館管理規則を守るとともに、係員の指示に従ってください。

様式第8号（第6条関係）

豊田市博物館利用変更不許可通知書

第
年
月
日

様

豊田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました豊田市博物館の利用変更については、下記の理由により許可できないので通知します。

記

1 申請者名

2 施設名

3 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第9号（その1）（第7条関係）

豊田市博物館利用取りやめ届出書
(セミナールーム)

豊田市長 様

注意 太枠の中のみ記入してください。

届出日 年 月 日

届出者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名		
住所（〒　　ー　　）　　電話（　　）　　ー				
取りやめる理由				
許可年月日	年　月　日	許可番号　　第　　号		
取りやめる前の使用料 （減免額　　円）		還付額　　円		
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 (普通・当座) _____ 名義人名 _____				
取りやめる前の許可年月日 年　月　日	決定者	検討者	起案者	受付者
取りやめる前の許可番号 第　　号				

様式第9号（その2）（第7条関係）

豊田市博物館利用取りやめ届出書
(えんにち空間)

豊田市長 様

注意 太枠の中のみ記入してください。

届出日 年 月 日

届出者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名		
住所（〒　　ー　　）　　電話（　　）　　ー				
取りやめる理由				
許可年月日	年　月　日	許可番号　　第　　号		
取りやめる前の使用料 （減免額）		還付額 円		
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 (普通・当座) _____ 名義人名 _____				
取りやめる前の許可年月日 年　月　日	決定者	検討者	起案者	受付者
取りやめる前の許可番号 第　　号				

様式第10号（その1）（第7条関係）

豊田市博物館利用取りやめ承認書
(セミナールーム)

様

次のとおり利用の取りやめを承認します。

		届出日 年 月 日
届出者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名
住所 (〒 —————)		電話 (————) —————
取りやめる理由		
許可年月日	年 月 日	許可番号 第 号
取りやめる前の使用料 (減免額 円)		還付額 円
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 (普通・当座) _____ 名義人名 _____		
取りやめ年月日 年 月 日	豊田市長 印	
取りやめ番号 第 号		

様式第10号（その2）（第7条関係）

豊田市博物館利用取りやめ承認書
(えんにち空間)

様

次のとおり利用の取りやめを承認します。

		届出日 年 月 日
届出者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名
住所 (〒 —————)		電話 (————) —————
取りやめる理由		
許可年月日	年 月 日	許可番号 第 号
取りやめる前の使用料 (減免額	円 円)	還付額 円
還付の場合の受取方法 金融機関名 _____ (ふりがな) 口座番号 (普通・当座) _____ 名義人名 _____		
取りやめ年月日 年 月 日	豊田市長	
取りやめ番号 第 号	印	

様式第11号（第8条関係）

豊田市博物館観覧料減免申請書

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日			
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名			
住所（〒 一 ）		電話（ ） 一			
展示区分 <input type="checkbox"/> 常設展示 <input type="checkbox"/> 企画展示					
観覧目的					
観覧日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで					
観覧者数	区分	人数（人）	観覧料（円）	減免額（円）	差引納付額（円）
	引率者			(全額・%)	
				(全額・%)	
				(全額・%)	
	合計				
納付期限 年 月 日					
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号）					
承認年月日 年 月 日		決定者	検討者	起案者	受付者
承認番号 第 号					

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 展示区分の欄の□は、該当するものにレ印を付してください。

様式第12号（第8条関係）

豊田市博物館使用料減免申請書

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日 年 月 日		
申請者名（団体の場合にあっては、団体名及び代表者名）		利用責任者名		
住所（〒 一 ）		電話（ ） 一		
利用施設 <input type="checkbox"/> セミナールーム（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画） <input type="checkbox"/> えんにち空間（区画数 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3）				
利用目的				
利用日時 年 月 日（ ） 午前 · 午後 時 分 から 年 月 日（ ） 午前 · 午後 時 分 まで				
使用料 円	減免額（全額 · %） 円	差引納付額 円		
納付期限 年 月 日				
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号）				
施設の利用許可年月日・番号 年 月 日 第 号				
承認年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案者	受付者
承認番号 第 号				

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 利用施設の欄の□は、該当するものにレ印を付してください。

様式第13号（第8条関係）

豊田市博物館観覧料減免承認書

様

		申請日 年 月 日		
申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名		
住所 (〒)		電話 ()		
展示区分 <input type="checkbox"/> 常設展示 <input type="checkbox"/> 企画展示				
観覧目的				
観覧日時 年 月 日 () 午前 · 午後 時 分 から 午前 · 午後 時 分 まで				
観 覧 者 数	区分	人数(人)	観覧料(円)	減免額(円)
	引率者			(全額 · %)
				(全額 · %)
				(全額 · %)
	合 計			
納付期限 年 月 日				
減免事由（豊田市博物館管理規則第8条第1項第 号）				
承認年月日 年 月 日		豊田市長 印		
承認番号 第 号				

観覧上の注意

- 1 観覧当日は、必ずこの承認書を博物館受付の係員に提示してください。
- 2 観覧者には観覧整理券をお渡ししますので、展示会場へ入場する際には、入口の係員に提示してください。

様式第14号（第8条関係）

豊田市博物館観覧料減免不承認通知書

第
年
月
日

様

豊田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました豊田市博物館観覧料の減免については、下記の理由により承認できないので通知します。

記

1 申請者名

2 理由

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第15号（第8条関係）

豊田市博物館使用料減免承認書

様

		申請日 年 月 日
申請者名(団体の場合にあっては、団体名及び代表者名)		利用責任者名
住所(〒　　ー　　)		電話(　　)　　ー
利用施設 <input type="checkbox"/> セミナールーム(□A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 全区画) <input type="checkbox"/> えんにち空間(区画数　　□1　　□2　　□3)		
利用目的		
利用日時 年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分　から 年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分　まで		
使用料 円	減免額(全額・%) 円	差引納付額 円
納付期限 年　　月　　日		
減免事由(豊田市博物館管理規則第8条第1項第　　号)		
施設の利用許可年月日・番号 年　　月　　日　　第　　号		
承認年月日 年　　月　　日	豊田市長	
承認番号 第　　号		

利用上の注意 利用当日は、必ずこの承認書を博物館受付の係員に提示してください。

様式第16号（第8条関係）

豊田市博物館使用料減免不承認通知書

第
年
月
日

様

豊田市長

印

年　　月　　日付けて申請のありました豊田市博物館使用料の減免については、下記の理由により承認できないので通知します。

記

1 申請者名

2 施設名

3 理由

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

【資料】（3）沿革

平成 2 （1990）年 8 月	豊田市文化ゾーン整備基本構想において、美術館・博物館の文化ゾーン内の建設を計画
15 （2003）年 3 月	「豊田市教育行政計画」において、既存施設（旧図書館）を利用した博物館機能の充実がうたわれる
16 （2004）年 3 月	第 6 次豊田市総合計画の中期推進計画に、教育行政計画と同じ内容が記載される
19 （2007）年12月	旧愛知県立豊田東高等学校の跡地利用を考える市民会議が立ち上がり、検討を開始 (平成20年5月 市民会議より市長へ最終答申。博物館については位置付けなし)
20 （2008）年 3 月	第 7 次豊田市総合計画に「(仮) ふるさと歴史館整備事業」を位置付け
20 （2008）年度	郷土学習スクールサポート事業を開始（令和 4 年度終了） (仮) ふるさと歴史館基本構想検討委員会（全 6 回） 基本構想（素案）を作成
22 （2010）年 3 月	「豊田市文化ゾーン基本構想」を決定 文化ゾーン区域を豊田市民文化会館、豊田市美術館を中心とした南側 26ha に縮小し、旧愛知県立豊田東高等学校跡地に「文化創造拠点」と「歴史継承拠点」を位置付け、「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」の 4 つの機能を整備していくことを決定
26 （2014）年 9 月	生涯学習審議会に豊田市文化ゾーンの整備方針について諮問
27 （2015）年11月	生涯学習審議会より、豊田市文化ゾーンの整備方針について答申
28 （2016）年 6 月	「豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針」を策定
29 （2017）年 3 月	第 8 次豊田市総合計画の中で、博物館整備事業が重点施策として位置付けられる 豊田市新博物館基本構想策定
30 （2018）年12月	豊田市文化財保護審議会が、（仮称）豊田市博物館基本計画の内容について答申
31 （2019）年 1 月	（仮称）豊田市博物館基本計画策定
令和元 （2019）年 6 月	展示・収蔵環境の設計者に株式会社丹青社を選定
7 月	建築の設計者に坂茂氏を選定
3 （2021）年 8 月	建築設計完了
9 月	展示・収蔵環境設計完了

- 4 (2022) 年 1 月 建設工事着手
- 7 月 シンボル・ロゴタイプの作成者に矢萩喜従郎氏を選定
- 5 (2023) 年 6 月 豊田市博物館条例公布
- 7 月 博物館のシンボル・ロゴタイプを公表
初代館長に村田眞宏（前豊田市美術館館長）が決定
- 6 (2024) 年 3 月 建設工事竣工
- 4 月 豊田市博物館開館

【資料】(4) 施設等の整備

①主な工事・委託の契約状況

豊田市博物館の整備にかかる主な工事・委託は次のとおり。なお、建築に関する工事・委託は、都市整備部建築整備課の発注。

<設計・監理委託>

名 称	契約先
(仮称) 豊田市博物館新築工事設計委託	(株) 坂茂建築設計
(仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託	(株) 丹青社
(仮称) 豊田市博物館整備工事監理業務委託	(株) 坂茂建築設計

<建築>

名 称	契約先
(仮称) 豊田市博物館新築準備工事	須藤建設工業（株）
(仮称) 豊田市博物館整備建築工事	清水・トヨタ T & S・三栄建設共同企業体
(仮称) 豊田市博物館整備電気工事	東光・小野建設共同企業体
(仮称) 豊田市博物館整備空調・管工事	三建・三河建設共同企業体

<外構>

名 称	契約先
(仮称) 豊田市博物館園路整備工事	ヤハギ道路・藤本建設共同企業体

<展示>

名 称	契約先
(仮称) 豊田市博物館整備展示・収蔵環境等製作業務委託	(株) 丹青社

<その他>

名 称	契約先
旧平岩家住宅・東土蔵移築工事	(株) 魚津社寺工務店
樋尾1号墳移設工事	(株) エイディーグリーン

②整備全体工程

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設整備		建築設計 既存施設解体工事等		建築工事 外構工事		開館
展示移転		展示設計		展示工事	展示資料移転	

③整備関係費用

(決算額／千円)

項目	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
建物	設計		65,683	181,349			247,032
	造成工事		88,178	309,802			397,980
	工事監理				37,500	112,484	149,984
	建築工事			269,892	1,602,430	3,776,232	5,648,554
	外構工事等				79,904	419,496	499,400
展示	設計	26,037		61,763			87,800
	展示製作施工				413,430	1,379,570	1,793,000
	計	26,037	153,861	822,806	2,133,264	5,687,782	8,823,750

【資料】(5) 施設概要

○建築概要

[所在地] 愛知県豊田市小坂本町 5 丁目80番地

[設計](建築) : 株式会社坂茂建築設計

(ランドスケープ) : PWP Landscape Architecture

鳳コンサルタント環境デザイン研究所

(展示・収蔵環境等) : 株式会社丹青社

[監理] 株式会社坂茂建築設計

[施工](建築) : 清水・トヨタ T & S・三栄建設共同企業体

(電気) : 東光・小野建設共同企業体

(空調) : 三建・三河建設共同企業体

(園路) : ヤハギ道路・藤本建設共同企業体

(展示・収蔵環境等) : 株式会社丹青社

(むかしの家、土蔵移築) : 株式会社魚津社寺工務店

(櫻尾 1 号墳移築) : 株式会社エイディーグリーン

[工事期間] 2021年12月～2024年 3月

[構造] 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造

[敷地面積] 約40,000m²

[建築面積] 約4,500m²

[延床面積] 約7,800m²

[階数] 地上 4 階

[その他]

- 当館の建設にあたっては、次の各補助金を受けた。

都市構造再編集中支援事業、社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業）

- 当館の建物は、設計段階において、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の最高ランクである 5 つ星を獲得するとともに、「ZEB Ready」の認証を取得した。
- 蓄電池付太陽光発電装置を備え、自然環境に配慮するとともに、えんにち空間等には、豊田市産のスギ材を使用した。
- 旧豊田市郷土資料館にあった市指定文化財旧平岩家住宅・東土蔵・櫻尾 1 号墳を、当館敷地内に移築・移設した。

○設備概要

[空気調和設備]

- 熱源設備：空冷式ヒートポンプチラー 50HP 7 基

- 空調方式：單一ダクト方式（収蔵庫・展示室・えんにち空間系統）

空冷ヒートポンプパッケージエアコン（その他諸室系統）

- ・換気方式：第1種・第3種換気方式

全熱交換器（空調諸室）、送風機（倉庫・WC・機械室等）

- ・排煙設備：排煙機

- ・自動制御方式：デジタル式

[衛生設備]

- ・給水方式：受水槽 + 受水槽ポンプ圧送方式

※多目的トイレは直結直圧方式

- ・排水方式：屋内 自然流下方式

屋外 公共下水道

- ・給湯方式：局所式（電気温水器、ヒートポンプ給湯器）

ユニバーサルシート室、給湯室、授乳室：貯湯式電気温水器

厨房：ヒートポンプ給湯器

- ・消火設備：屋内消火栓（広範囲型2号）、スプリンクラー設備、

ハロゲン化物消火設備、消火器

- ・厨房設備：電化厨房機器（2階ミュージアムカフェ厨房）

[電気設備]

- ・受変電設備：6.6kVA 60Hz 1回線

- ・自家発設備：高圧ディーゼル発電機 1基

- ・照明設備：展示室1, 2 ダウンライト、スポットライト（着脱式）

※すべてLED、高演色タイプ、調光仕様

常設展示室 ダウンライト、テーブライト、スポットライト（着脱式）、ムービングスポットライト（着脱式）

※全てLED、高演色タイプ、調光仕様

- ・太陽光発電設備：太陽光発電モジュール（単結晶パネル）発電能力：60kW

蓄電池（リチウムイオン電池（SCIB））蓄電能力：66.9kWh

- ・防犯設備：監視カメラ設備、入退室管理設備

- ・防災設備：GR型火災受信機

[昇降機設備]

- ・エレベーター（乗用） 1基20人乗り（来館者用）

1基13人乗り（バックヤード用）

（荷物用） 1基 積載3,000kg

○主要諸室

[1階]

えんにち空間：497.34m²

常設展示室：646.82m²

集合展示：88.8m²

展示室1：546.65m²

展示室 2 : 228.75m²
セミナールーム : 252.41m²
体験室 : 86.51m²
エントランスホール (とよはくアクアリウム) : 57.95m²
人文資料整理室 : 74.79m²
一時保管庫 : 43.63m²
展示準備室 : 150.03m²
荷解室 : 100.09m²
トラックヤード : 93.12m²
ユニバーサルシート室 : 11.94m²
ベビーカー置場 : 9.08m²
ロッカー室 : 18.63m²
守衛室 : 34.09m²
中央監視室 : 24.23m²
備品庫 : 67.61m²
倉庫 1 : 20.16m²
倉庫 2 : 48.48m²
倉庫 3 : 4.12m²
収蔵庫 6 (体験用動態資料保存庫のこと、名称変更?) : 86.62m²
液浸標本収蔵庫 : 44.32m²
その他 : 602.43m²

[2 階]

えんにち空間 : 281.38m²
集合展示 : 88.8m²
みんなの研究室・図書コーナー : 185.08m²
ミュージアムカフェ : 50.7m²
厨房 : 32.83m²
授乳室 : 9.18m²
救護室 : 10.18m²
事務室 : 303.52m²
会議室 : 47.8m²
館長室 : 34.28m²
資料室 1 : 32.12m²
資料室 2 : 52.98m²
給湯室 : 6.88m²
倉庫 1 : 7.9m²
倉庫 2 : 4.54m²
その他 : 332.9m²

[3 階]

前室 1 : 44.53m²

収蔵庫 1 (民俗・歴史・考古) : 180.07m²

前室 2 : 22.4m²

収蔵庫 2 (自然) : 73.5m²

前室 3 : 51.23m²

収蔵庫 3 (特別) : 126.18m²

収蔵庫 4 (美工) : 187.62m²

収蔵庫 5 (文書) : 311m²

写真撮影室 : 32.27m²

資料閲覧室 : 22.83m²

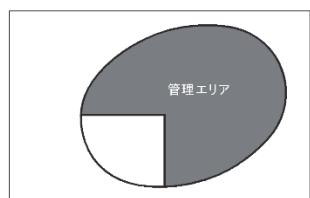
その他 : 374.28m²

[4 階]

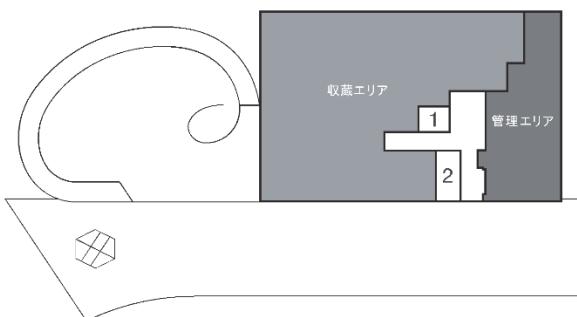
機械室 : 513.95m²

○施設図
[建物平面図]

4F

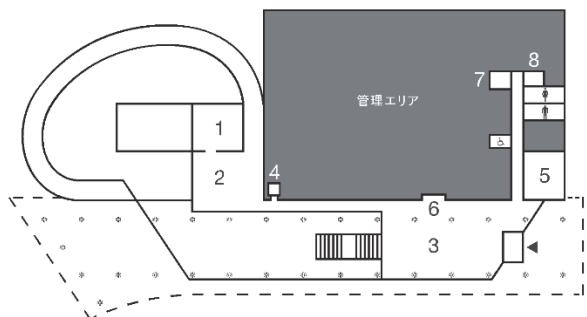


3F



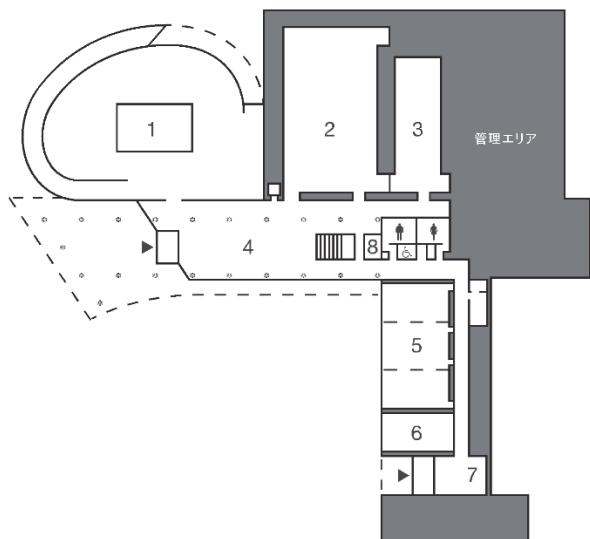
- 1:資料閲覧室
2:写真撮影室

2F



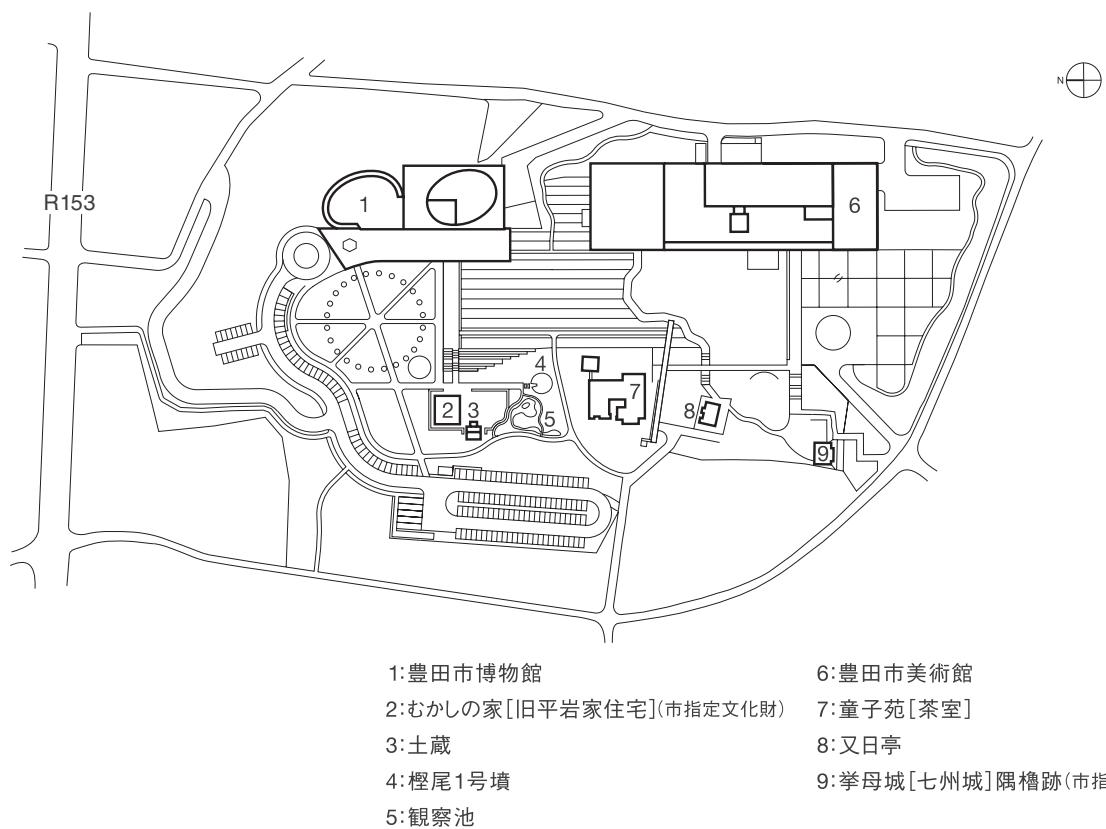
- 1:みんなの研究室
2:図書コーナー¹
3:えんにち空間
4:EV
5:ミュージアムカフェ
6:ミュージアムショップ
7:救護室
8:授乳室

1F

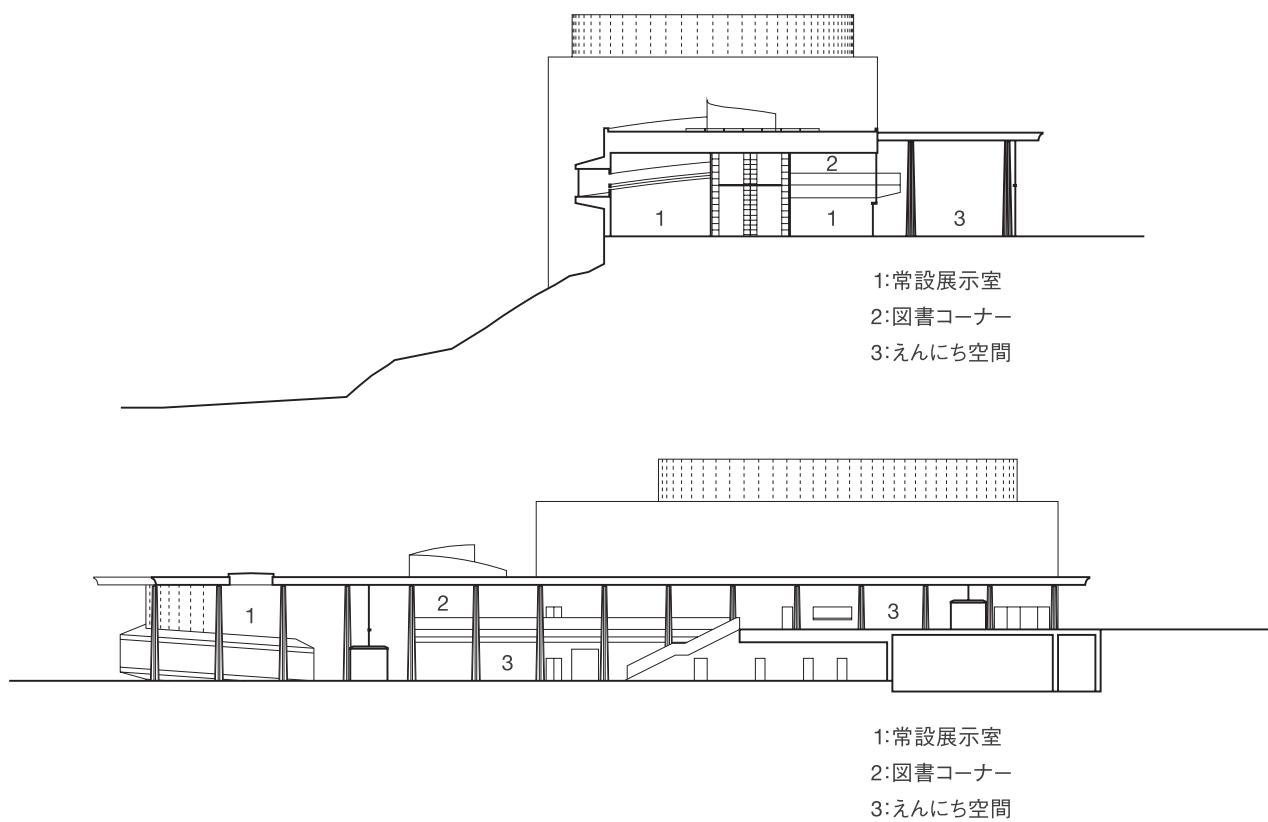


- 1:常設展示室
2:展示室1
3:展示室2
4:えんにち空間
5:セミナールーム
6:体験室
7:とよはくアクアリウム
8:ユニバーサルシート室

[外構図]



[断面図]



【資料】(6) 島入島出決算

●島入

円

項目	令和6年度決算額
施設使用料（七州城・又日亭含む）	97,755
観覧料（常設展・企画展・年間）	21,586,750
県費（交付金）	702,000
土地建物貸付収入	8,403
博学未来創造基金利子	282,601
博学未来創造基金繰入金	65,327,313
私用電気料収入	20,064
刊行物売扱収入	1,569,800
ミュージアムショップ収入	326,400
講座・講習会等受講料収入	261,100
諸収入	381,688
合計	90,563,874

●島出

円

項目	令和6年度決算額
博学未来創造基金積立金	282,601
事務費	12,090,074
管理運営費	309,423,306
人件費（運営協議会委員報酬）	158,800
ミュージアムショップカフェ等運営費	10,012,958
パートナー運営費	2,654,388
講座等開催費	3,746,560
理解活動費	19,640,457
博物館学習費	16,221,213
展覧会開催費（常設展・企画展）	70,721,229
資料購入費	2,654,710
資料調査研究費	10,087,533
資料管理費	16,404,126
地域施設管理運営費（館外倉庫管理等）	7,781,574
附属施設管理運営費	577,030
合計	482,456,559

令和 6 年度 豊田市博物館年報

発行日 令和 7 年 12 月 22 日
発 行 豊田市博物館
〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 5 丁目 80
☎0565-85-0900

編 集 西濃印刷株式会社

表紙写真 (左上) アクティブラーニング (松平中学校)
(右上) アクティブラーニング (東山小学校)
(左下) 開館初日の常設展示室
(右下) とよはくパートナーによる展示ガイド